

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【事業年度】	第116期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	大黒屋ホールディングス株式会社
【英訳名】	Daikokuya Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	03(6451)4300
【事務連絡者氏名】	財務経理部マネージャー 今長 岳志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南四丁目1番8号
【電話番号】	03(6451)4300
【事務連絡者氏名】	財務経理部マネージャー 今長 岳志
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	12,606,480	17,195,548	12,447,648	10,967,199	10,232,047
経常損失() (千円)	712,443	283,974	35,473	446,328	1,076,915
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	716,819	462,383	279,355	539,656	968,055
包括利益 (千円)	772,276	480,156	255,445	574,784	1,004,753
純資産額 (千円)	1,769,880	1,289,702	1,034,245	635,525	994,929
総資産額 (千円)	8,107,634	7,363,379	6,705,145	6,518,255	6,279,399
1株当たり純資産額 (円)	10.00	5.85	3.44	0.02	2.34
1株当たり当期純損失金額() (円)	6.13	3.95	2.39	4.60	6.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.4	9.3	6.0	0.0	6.3
自己資本利益率 (%)	46.5	49.9	51.4	269.8	494.7
株価収益率 (倍)	6.9	12.4	24.7	7.8	3.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	398,340	422,537	254,004	430,282	1,193,227
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,572	6,634	837	3,399	20,953
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	400,004	400,020	400,010	466,063	824,158
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,003,890	1,043,934	901,438	948,341	559,230
従業員数 (人)	206	201	162	149	187
[外、平均臨時雇用者数]	[21]	[26]	[23]	[46]	[31]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額のため記載しておりません。

2. 過年度決算における会計処理の誤りがあることを認識したため、誤謬の訂正を行っております。第113期及び第114期における数値は、訂正後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第112期	第113期	第114期	第115期	第116期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	287,129	277,137	277,270	295,231	330,692
経常損失() (千円)	469,352	499,605	542,502	561,922	603,650
当期純損失() (千円)	561,982	519,697	597,121	576,773	622,742
資本金 (千円)	2,955,414	2,955,414	2,955,414	3,039,646	3,722,834
発行済株式総数 (株)	116,982,866	116,982,866	116,982,866	120,213,866	168,569,594
純資産額 (千円)	1,551,008	1,031,289	434,156	33,446	774,862
総資産額 (千円)	8,693,192	8,767,306	8,833,690	8,865,629	8,986,097
1株当たり純資産額 (円)	13.05	8.61	3.50	0.01	4.42
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	4.80	4.44	5.10	4.92	4.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.6	11.5	4.6	0.0	8.3
自己資本利益率 (%)	31.1	41.0	84.3	280.8	166.9
株価収益率 (倍)	8.7	11.0	11.6	7.3	5.4
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	14	14	13	13	13
[外、平均臨時雇用者数]	[7]	[8]	[6]	[4]	[4]
株主総利回り (%)	221.1	257.9	310.5	189.5	121.1
(比較指標：日経225) (%)	(154.2)	(147.1)	(148.2)	(213.4)	(188.3)
最高株価 (円)	62	132	83	66	55
最低株価 (円)	17	38	45	35	20

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額のため記載しておりません。

2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2【沿革】

1915年10月	創業者森新治郎は、「森新治郎商店」を創立、照明器具の製造及び販売を開始
1921年4月	大田区大森に工場を新設
1935年12月	森電機(株)に改組
1946年8月	戦後資本金100万円で生産再開
1961年10月	東京証券取引所市場第二部に上場 資本金を95,000千円に増資
1970年3月	オールステンレス製防爆型照明器具(日・米特許)を開発
1978年4月	日本石油化学(株)との共同開発による防爆型構内車を発売 日本発明振興会「発明功労賞」を受賞
1983年6月	電子情報機器業界への進出を図り、イ・アイ・イ(株)と業務提携
1984年6月	電設資材部を新設 レースウェイ、ケーブルラック等電気工事材の製造及び販売を開始
1984年10月	ハードディスク業界への進出決定に伴い米国グラハムマグネティック社と提携
1985年3月	ハードディスク工場の建設を開始
1987年5月	日新興業(株)を吸収合併
1993年3月	文化シャッター(株)への第三者割当増資により資本金3,597,600千円に増資
1994年4月	栃木県小山市にケーブルラック等電気工事材の生産工場を新設
1994年12月	照明工場を栃木県小山市に移転 本社を東京都大田区大森地区から大田区蒲田地区に移転
1996年12月	新田鐘大氏への第三者割当増資により資本金3,894,000千円に増資
1997年1月	私募による米ドル建転換社債15百万米ドルを発行
1997年5月	ファー・イースト・オーガニゼーション・ファイナンス(インターナショナル)リミテッドへの第三者割当増資により資本金5,341,792千円に増資 エクセス・ウイン・インターナショナル・リミテッド株式を取得して子会社とし、中華人民共和国での不動産事業に進出
1998年1月	本社を東京都大田区蒲田地区から東京都港区高輪に移転
1998年10月	小山市の電設工場を小山工場に統合
1999年3月	エクセス・ウイン・インターナショナル・リミテッド株式を売却し、新たにリーガル・ゴールド・インダストリーズ・リミテッド株式を取得して子会社とし、マレーシアでの不動産事業に進出
2001年10月	情報通信関連事業を強化する目的で(株)アイフェイスの株式及び新株引受権取得と資本業務提携 アスコット・ホライズン社株式を取得して子会社化
2002年8月	(株)グッドコック株式及び転換社債型新株予約権付社債の取得
2002年9月	産業用照明器具を強化する目的で、防爆照明器具メーカーである伊東電機(株)と業務提携
2002年9月	アスコット・ホライズン社及びリーガル・ゴールド・インダストリーズ社の株式をすべて売却し、海外不動産事業から撤退
2005年3月	アイフェイス社との業務提携を解消し、同社の株式をすべて売却
2006年3月	(株)サクラダの事業再生計画の支援を行うため、サクラダ・ホールディングス有限責任中間法人が営業者となり当社が単独で匿名組合出資する匿名組合を通じて、(株)サクラダに出資
2007年8月	(株)グッドコックの株式及び転換社債型新株予約権付社債をすべて売却
2009年7月	(株)エスピーオーの株式全てを取得し、子会社化
2010年3月	(株)サクラダに対する事業再生投資の目的が完了したため、匿名組合出資を終了
2012年12月	アジアグロースキャピタル(株)に商号変更
2013年11月	(株)ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング(株))の株式を取得し、同社及び(株)大黒屋を子会社化
2014年7月	(株)ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング(株))の株式を公開買付けにより、28.7%追加取得。(当社グループ所有株式合計71.5%)
2015年9月	ラックスワイズ(株)を設立
2015年10月	(株)ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング(株))がAU 79 LIMITEDの株式を取得し、AU 79 LIMITED、AG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED、CHANTRY COLLECTIONS LIMITEDを連結子会社化。
2015年12月	(株)ディーワンダーランド(現 大黒屋グローバルホールディング(株))の株式をデット・エクイティ・スワップ方式による第三者割当てにより追加取得し、当社グループの所有株式数は71.5%から87.5%に増加。
2015年12月	CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD. と業務提携を行い、合併会社の設立に関して覚書を締結
2016年8月	大黒屋ホールディングス株式会社に商号変更

2017年 5 月	本社を東京都港区高輪から現在地に移転
2018年 9 月	Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limitedを設立
2020年12月	Daikokuya Duo Jin Technology(Beijing)Co., Limitedを解散
2021年 3 月	中国合弁会社(持分法適用関連会社)を解散
2021年 3 月	中国上海に当社100%子会社上海黛庫商業有限公司を設立
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移 行

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結対象会社10社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。

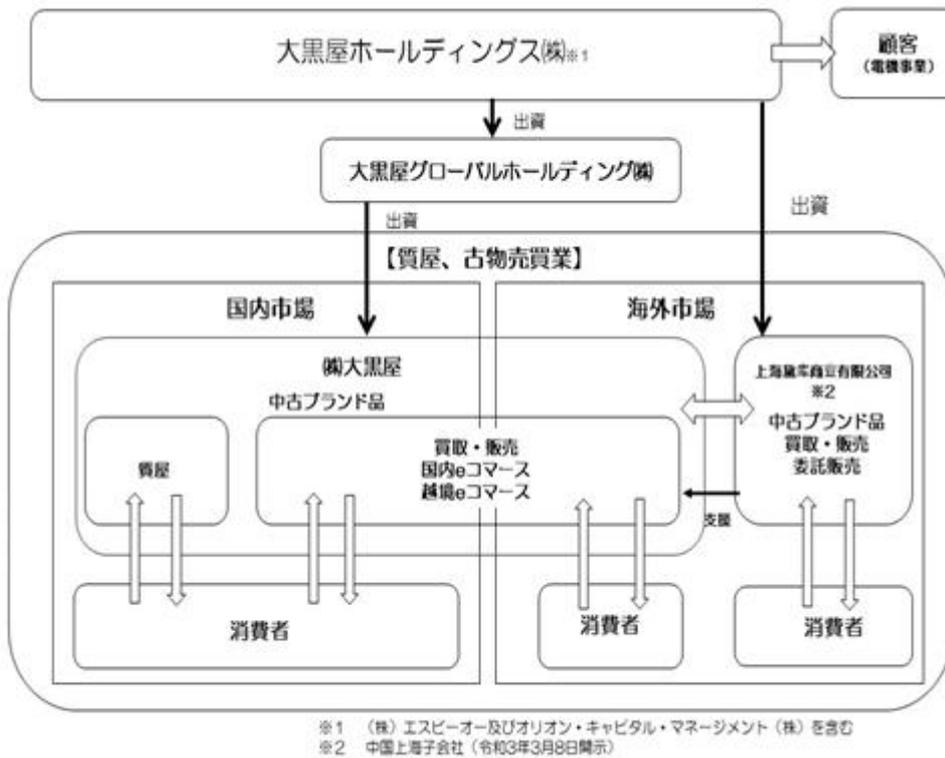
なお、英国のSFLグループにつきましては、2019年9月17日に事業を撤退する方針を決定し、同9月30日には質債権を同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡するなど、事業撤退を進めております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売しております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

（事業系統図）

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱エスピーオー (注)1	東京都 港区	10	投資事業	100.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
オリオン・キャピタル・マ ネージメント㈱ (注)2	東京都 港区	10	投資事業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり 資金の借入あり
大黒屋グローバルホール ディング㈱ (注)1、2	東京都 港区	6,757	持株会社	91.3 (17.4)	役員の兼任あり 資金の貸付及び 借入あり 事務所賃貸あり
㈱大黒屋 (注)1、2、3	東京都 港区	318	質屋、古物売買業	91.3 (91.3)	役員の兼任あり 資金の借入あり
AU 79 LIMITED (注)2	英国 レスター	0	金融サービス持株 会社	91.3 (91.3)	役員の兼任あり
AG 47 LIMITED (注)1、2	英国 レスター	0	金融サービス持株 会社	91.3 (91.3)	役員の兼任あり
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED (注)2	英国 レスター	0	質事業、中古宝飾 品買取販売事業	91.3 (91.3)	役員の兼任あり 資金の貸付及び 借入あり
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED (注)2	英国 レスター	0	質事業、中古宝飾 品買取販売事業	91.3 (91.3)	役員の兼任あり
ラックスワイズ㈱	東京都 港区	0	中古品及び新品の 衣料品等の受託販 売	100.0	役員の兼任あり
上海黛庫商業有限公司	中華人民共 和国 上海市	50	古物売買業	100.0	役員の兼任あり

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 株式会社大黒屋については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	㈱大黒屋
(1) 売上高	9,900百万円
(2) 経常損失	947百万円
(3) 当期純損失	826百万円
(4) 純資産額	8,657百万円
(5) 総資産額	13,454百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
電機事業	9 (4)
質屋、古物売買業	174 (27)
報告セグメント計	183 (31)
その他	- (-)
全社(共通)	4 (-)
合計	187 (31)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
13名(4名)	58.8歳	25.7年	4,189

セグメントの名称	従業員数(名)
電機事業	9 (4)
報告セグメント計	9 (4)
その他	- (-)
全社(共通)	4 (-)
合計	13 (4)

(注) 1. 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、当社従業員のみをもって組織とする単一組合であります。同組合は上部団体として、「全国金属機械労働組合」に加盟しております。

2025年3月31日現在組合員数は5名で、労使関係は極めて円満に維持されております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売することにより限界収益の極大化を図ることにあります。その中において、中古ブランド品の流通は越境ECをはじめ全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していたとおり、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。

かかる状況下、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、さらにBtoCの商品販売を展開することにより、一般顧客より高く買取、その都度市場状況を判断し、在庫リスクを極小化しつつ、在庫回転率を最大化することで商品リスクを回避して顧客に商品を提供してきております。また、不況期に強い安定的な収入が期待できる質屋業を併営しており、併設している質料収入及び上記適正在庫管理、収益管理に努めております。当連結会計年度における世界経済は、インフレ鎮静化の影響や労働市場の安定により、全体的に底堅い成長を維持してきました。米国が堅調な消費に支えられ比較的高い成長を維持した一方、欧州はエネルギーコストやウクライナ情勢の影響で成長が鈍化、中国経済は不動産市況と内需の弱さから回復が遅れ、グローバルなサプライチェーンにも影響を与えました。米国・トランプ政権の誕生で、ウクライナ紛争やガザ紛争は終息の気配が見えつつありますが、一方で関税政策が世界を揺るがせており、目を離すことができない状況です。

我が国の経済は、個人消費の増加を背景に緩やかな回復が続き、2025年3月に発表された2024年年次の実質GDP成長率は+0.1%となりました。実質賃金は、1年を通しては物価高に追いつけない状況でしたが、春闘での賃上げ率は5%を超える見込みであり、改善が期待される中、日経平均株価は、7月に42,000円台になるなど、2024年度は堅調な1年でした。国内外の資産効果もあり、ブランド品の需要が百貨店を中心に回復してきているところです。実際に、百貨店における2024年度年間の売上は5兆7,697億円で前年度比4.6%増となっております。中でも免税売上に関しては、約6,717億円で前年比72.8%を記録しており、大黒屋においてもインバウンド需要の拡大は追い風となっております。

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境はSDGs推進によるリユース意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれております。また、コロナ禍から世界経済が正常化したことや3年前の120円台から2割ほど円安が進んでいる歴史的な円安の状況を踏まえ、インバウンド復活がピーク時の2019年レベルを超える状況となっております。特に、円安は、当連結会計年度の月平均152.64円（前年度の月平均144.54円、5.6%円安）であり、当社の売上高の半数近くを占めるインバウンドの購入者のドルベースでの購入価額が安くなっており、買取・販売が増加しつつあります。当社グループでは、買取・販売の増加が見込まれることに伴い、今後の新たな収益機会に備えた体制を整え、攻めの経営を行ってまいります。

当連結会計年度は、当社連結子会社である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）がこれまで長年培ってきたAIとDXを用いた先進的な技術を世に送り出したキックオフの年度となりました。大黒屋は、AIダイナミックプライシング技術及びデータ補正技術を独自に開発し、LINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」という。）及び株式会社メルカリ（以下「メルカリ」という。）との業務提携を推進しております。大黒屋が構築したこれらの技術基盤をAPI接続し、提携先の業務に沿って提供することで、買取・販売のプロセスを効率化し、透明性と利便性を飛躍的に向上させるものであり、提携企業との連携をさらに深化させる要因となっております。

今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

< 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 >

AIを活用した未来の買取システム等の時代を先取りする技術の駆使

< 技術基盤構築の背景・競争優位性 >

背景

大黒屋は、ブランド品の買取・販売、質屋業に加え、事業の高度化を目的に、過去7～8年にわたりデータベースの正規化に取り組んできました。その成果として、長年の査定業務で蓄積したデータを基に、AIによるダイナミックプライシング技術を開発し、査定プロセスの高度な自動化を実現しています。

大黒屋が開発したAIシステムの概要

従来は熟練の鑑定士が市場動向や商品の状態を踏まえて価格を判断していましたが、大黒屋では、その知見をAIに学習させ、機械学習アルゴリズムと組み合わせることで、瞬時に適正価格を算出できる仕組みを構築しました。ブランド名やモデル名に加え、年代・状態・付属品の有無など20項目以上の属性情報を整理し、画像データや取引履歴、過去の顧客実績と組み合わせることで、高精度な価格提示が可能となっております。また、記載情報や画像のばらつきに対しても、独自のAIがデータ補正を行い、常に一貫性のある価格を提示でき、リアルタイムで市場価格の変動にも対応できる体制を整えています。「事業の状況、事業の経過及びその成果、(1)技術基盤構築の背景・競争優位性」で記述したとおり、大黒屋の中古ブランド品という専門領域において、大黒屋が構築したスペシフィックドメインAIは、他社が容易に再現できない持続的な競合優位性の源泉です。LINEヤフー社との「おてがるナンデモ買取」における、LINE公式アカウント上のLLMを組み込んだ大黒屋独自のAIチャットボット及びメルカリとの

「買取りクエスト」における、進化したAI自動買取システムといった時代を先取りする技術を不断に進化・発展させてまいります。

AIにより大量の商品処理が可能に

AIにより、様々な業務オペレーションの効率化を実現しております。従来アナログで行っていた査定業務の作業時間の短縮が可能となり、オペレーションを大幅に改善（作業時間を50%以上削減）することができます。また、メルカリとの業務提携においては、将来的に、一日あたり10万件の買取オファーを自動実行することを見込んでおり、人的リソースの制限を受けることなく事業の拡大も可能となっております。

AI企業としてのポジショニング

中古ブランド品という専門領域において、大黒屋が構築したスペシフィックドメインAIは、他社が容易に再現できない持続的な競合優位性の源泉です。こちらを軸として、自社のDX化はもちろんのこと、中古ブランド品を取り扱ったことのない企業に対しても、システム・オペレーションを提供することにより、日本全体で資産の可視化・価値の最適化を通じて、当社のAI企業としてのポジショニングを確立してまいります。

異業種との業務提携

<LINEヤフーとの業務提携>

大黒屋とLINEヤフーは、業務提携契約に基づき、2024年7月1日より「おてがるブランド買取」（現在は「おてがるナンデモ買取」）サービスを開始しました。以下が本取組の内容と競合優位性であります。

誰もが即時に資産価値を把握・買取申込ができる仕組みを構築

大黒屋のAIダイナミックプライシング技術を活用し、LINEヤフーのプラットフォームを通じてユーザーが手軽に所持品の査定・買取を申し込める仕組みを大黒屋が構築いたしました。本取組は、大黒屋のAIダイナミックプライシング技術及びLINE公式アカウント上のLLMを組み込んだ大黒屋独自のAIチャットボットを活用し、LINE・実店舗を通じてユーザーが手軽にブランド品の査定・買取を申し込めるサービスとなっております。AI査定システムにより、ユーザーは数秒以内に市場価格に基づいた買取金額のレンジを確認でき、査定結果を迅速に提示できる環境を整備しております。また、AIチャットボットの導入により、査定から買取手続きに関する問い合わせを自動化することで、ユーザーの利便性が向上したことにより、今まで買取を行ったことがなかった顧客の需要喚起も見込めるものと期待しております。

価格の透明性・公平性を担保するビジネスモデル

本取組は、買取からYahoo!オークションまでを一気通貫でつないだシステムを構築したことで実現し、大黒屋が責任をもって、落札価格に応じた還元を行うことで、価格の透明性・公平性を担保するビジネスモデルを設計いたしました。

おてがるナンデモ買取のユーザー数は17万名弱（3/31時点）

上記システムの構築及び過去の大黒屋店舗における買取・販売実績により、本取組は現在、買取方法を拡大し「おてがるナンデモ買取」の概念実証を実施しており、ユーザー数も17万名弱まで達し、AI自動査定サービスを搭載したLINEアカウントとしては国内最大級規模まで成長し、引続きLINEヤフーとの共同マーケティングを進めております。

小売事業者・中古ブランド品市場の変革の可能性

基本的なシステムを提供・オペレーション業務を引き受け、LINEヤフーと共同で事業を行うことにより、今まで手動で行ってきた査定業務が、AIによる自動化が可能となったことで、中古ブランド品業界に未進出の企業が即時に業界進出できるようになるという市場変革の可能性を有しております。LINEヤフーとの業務提携につきましては、引続き「おてがるナンデモ買取」での概念実証）・共同マーケティングを実施していきます。

<メルカリとの業務提携>

大黒屋の技術力の証明として、大黒屋はメルカリとの間でも業務提携を行い、その共同施策として、メルカリアプリ内の新サービスとして、「買取りクエスト」を2024年12月19日より提供しました。以下が本取組の内容と競合優位性であります。

「買取りクエスト」の仕組み

メルカリのプラットフォームとAPI接続した上で、大黒屋のAIダイナミックプライシングシステム及びデータ補正技術を拡張し、査定から買取までをシームレスに連携させた仕組みを構築しております。

AIによる査定によるUX改善・オペレーション効率化（作業時間を50%以上削減）

AIによる査定は、メルカリ上に出品された商品データをリアルタイムで大黒屋が分析し、最新の市場価格に基づいた買取価格を提示するものであり、従来の査定・買取プロセスに比べ、換金のスピード及び利便性が大幅に向上します。また、大黒屋のオペレーションにおいても、アナログでの査定業務の作業時間の短縮が可能となり、オペレーションを大幅に改善（作業時間を50%以上削減）することができます。

AI査定による商品の処理能力（最大一日あたり10万件の買取オファーを実施）

今後は、メルカリ上に出品されるブランド品データを100万件/日自動抽出し、AIによる自動BID（入札）システムを導入し、AIトレーニングデータの収集・価格補正を進め、査定精度を向上させ、大量の査定を即時に行うシステム（10万件/日の買取オファー）へと進化させてまいります。さらに、属性情報の最適化を通じて、より精度の高い査定価格の提示を実現し、メルカリの売り手にとって魅力的な買取サービスを提供していきます。

相場変動への適時対応、適正価格での在庫保有

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は、コロナ禍後、中国を除いたインバウンド客は円安の状況を受けて、過去最高になっております。また、コロナCOVID-19下のリベンジ消費、歴史的円安とそれに伴う値上げラッシュ、トランプ関税が世界を揺るがす等、相場の不安定さは次期も続くと考えられます。かかる状況下、大黒屋では、CtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する際に、相場変動への適時対応やシステム内に構築された価格データを駆使して一般顧客より高く買取、他の顧客に安く販売するというビジネスモデルを展開しております。特にバッグにおいては在庫回転期間が30日以内で推移しています。かかる状況を踏まえ、引き続き、相場の状況を注視しながら余剰在庫を削減し、適正価格による在庫の確保を進めてまいります。

質屋事業の強化

コロナ禍において、庶民金融である質屋業が個人の逼迫した資金ニーズを賄うものとして改めて再認識されました。大黒屋では創業以来76年で培った「質の大黒屋」としてのノウハウを活用して、顧客ニーズに応えるべく値付・真贋のできる店舗スタッフを育成・強化するとともに、来店できない顧客には訪問質預りに対応する等顧客の要望に応えてまいりました。質屋業界最大手として今後も更に一層庶民金融の一翼を担ってまいります。

電機事業の事業構造改革の実施

電機事業については、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の逡減を進め、利益率が向上してまいりました。

今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施してまいります。

キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減等により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを逡減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めてまいります。

次期の見通し

次期におきましては、引続きインバウンド客数は増加すると考えており、中国以外の訪日客も含めて、大黒屋の利用を促すよう努めてまいります。また、この状況を踏まえながら、資金調達に努め、在庫量の増を図ってまいります。

大黒屋とLINEヤフーとの業務提携につきましては、「おてがるナンデモ買取」の概念実証を着実に進めてきており、引続きLINEヤフーとの共同マーケティングを実施していきます。価格の透明性・公平性を担保するビジネスモデルとして設計したため、査定業務をAIによる自動化を可能としたことから、中古ブランド品業界に未進出の企業が即時に業界進出できるよう、その環境整備と働きかけを行ってまいりたいと考えております。

メルカリとの業務提携につきましては、「買取リクエスト」での、1万件/1日の買取オファーを出せる進化したAI自動買取システムにより、次期においては、買取約1,350百万円、売上約1,500百万円を見込んでおります。提携事業の進捗や新株予約権の行使（約2,100百万円の調達予定）が進み、資金が大黒屋に還元されること等により、落ち込んだ在庫水準をコロナ前の水準に戻すことを目指します。具体的には、2018年3月期においては約36億の在庫があり、商品の平均単価は現在約1.36倍となっていることから、現在では約50億の在庫処理キャパシティを保有していると考えており、約50億の在庫の水準まで積み増すことを最優先目標としております。これを達成することによって、メルカリとの業務提携の1,500百万円分を含め、2026年3月期に、売上高約17,107百万円を達成できる見込みと考えております。

以上の具体的戦術を含め、大黒屋は、今後AIダイナミックプライシング技術の更なる高度化を図り、大量の商品を扱うことを可能にするリスク管理の強化及び需給変動（volatility）に対応できる価格調整機能を強化してきました。さらに、プラットフォーム・提携企業との取組を通して、大黒屋が蓄積した買取・販売データを活用し、より精度の高いデジタルマーケティング及び顧客管理を実現する仕組みを構築してまいります。購買履歴や市場動向の分析を通じて、パーソナライズされた査定価格の提示や、最適なタイミングでの再販機会の提供を行うことで、ユーザー体験の向上を図ります。

大黒屋のAI技術を最大限に活かし、LINEヤフー及びメルカリとの提携を更に進化・深化させ、持続的な成長を目指してまいります。また、LINEヤフーやメルカリのようなプラットフォームや実店舗を保有する企業と、大黒屋が開発してきた技術とを融合し、提携企業を持つブランドの信頼性と当社開発のAI及びダイナミックプライシングモデルを活用したビジネスモデルによる価格の透明性をもって、古物売買業界の改革を進めていくとともに、これまでの大黒屋店舗や大黒屋自身のECに依存せず、短期間での買取ルート拡大を目指してまいります。現実の店舗を有する他の企業と協業することにより、大黒屋の査定、鑑定、買取のERPをAPIで提供することで、既存小売とネット事業との融合を進めていきます。

今後、DX及び企業の資産効率の追求は重要な課題だと認識しており、大黒屋が買取事業を他の企業に付与することで、既存店舗の売り場面積当たり利益と顧客の流れが強化される付加価値を産み出すフローをつくることができ、他の企業のROA及びROEを強化していくことができるものと確信しております。

また、大黒屋はこれまで在庫水準に関わらず安定した在庫回転率を維持してきた実績があります。そのため、増加した在庫に対しても過去の平均回転期間（2.4か月）を基に収益貢献が期待され、EBITDAの向上につながると考えています。

以上の状況を踏まえ、次期の2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）は次のとおり見込んでおります。

2026年3月期連結業績見通し（2025年4月1日～2026年3月31日）

〔連結〕

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期（中間）純利益
中間期	7,284	199	76	89
通期	17,107	879	655	148

本資料に掲載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループの主な事業である中古ブランド品の買取及び販売事業は、リユース事業であり、サステナビリティに対する取組みそのものと考えております。リユース事業は限りある資源を再利用することで廃棄物を削減し、CO2の排出削減に貢献できる事業であると考えております。

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、急速に変化し続ける事業環境に即応するため、外部環境の変化によるリスク及び機会を適宜把握し、取締役会の中で対応策について討議し意思決定をしております。社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関する取組みについても、今後取締役会にて活動内容の報告を行い、活動を推進してまいります。

(2) 戦略

人的資本に関する戦略においては、持続可能な社会への貢献と自らの発展を実現させるため、人材を優先すべき資本の一つと位置付け、人材戦略を作成し、国籍・性別等にとらわれず各個人の能力に基づく採用を進めております。今後も引き続き多様性の確保に向けた施策を推進してまいります。また、中古ブランド品の買取及び販売事業においては、真贋鑑定力及び査定力が備わった人材を育成することが不可欠であります。そのような人材の育成のため、教育体制及び人事制度の構築に継続的に取り組んでいきます。

(3) リスク管理

当社グループでは、事業活動に関する一般的なリスク及び当社グループ事業特有のリスク、事業継続リスク(BCP)をも包括したERM(Enterprise Risk Management)に対応する過程において、企業活動の長期的課題であるサステナビリティに関連するリスクも把握・抽出し、取締役会において施策を立案し、施策の実施及び進捗状況管理を行ってまいります。

(4) 指標及び目標

人材の育成に関する方針並びに社内環境整備に関する方針及び社内環境整備方針の指標につきましては目標を定めておりませんが、有給休暇取得率及び男性の育児休業取得率の向上を目指し、環境整備をはじめとした各種取組みに努めております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

全社的なリスク

・企業買収及び業務提携等について

当社グループは、経営の効率化と競争力強化を行い株主利益最大化のため、企業買収及び資本参加を含む投資、他社との業務提携等による事業の拡大を行うことを目指しております。しかしながら、企業買収及び業務提携等が円滑に進まない、あるいは当初期待した効果が得られない可能性もあります。また、他社が事業戦略を変更した場合には、当社グループは資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になる可能性もあります。

・資金調達に関するリスク

当社グループは、企業買収等や運転資金のため必要に応じてエクイティファイナンスにより資金調達することがあります。当社の事業内容や将来のビジネスの潜在性に興味を持つ投資家はありますが、ファイナンスの条件やスキームについては交渉を要することから、機動的な調達には制限があり、事業活動に影響を与える可能性があります。

・情報システムに関するリスクについて

当社グループは、多くの業務において情報システムを利用しております。当社グループは、情報システム利用に係る信頼性向上のため様々な対策を実施し、業務を継続的に運営できる体制を整備していますが、テロ、自然災害、ハッキング、人為的ミス、コンピュータウイルス等により情報システムの不具合、故障が生じる可能性があります。この場合、業務が一時的に中断し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

・海外子会社について

当社グループの中には海外子会社（SFLグループ及び上海黛庫商業有限公司）がありますが、海外子会社の運営に際しては為替変動リスクがあるほか、各国及び各地域等の経済情勢、政治情勢、法規制、税制等の変化による影響や、ビジネス慣習の違い等、特有の業務上のリスクがあります。そのため、事業撤退段階にあるSFLグループにつきましては、当社が想定する撤退計画に遅れが生じるリスクがあります。その他、当社が想定する海外の新規店舗の出店時期に遅れが生じるリスクがあります。また、今後、当社グループ内に占める海外子会社の売上、利益の割合が増加し、各国及び各地域等の経済情勢等に変動があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

・会計基準及び税制等の変更について

新たな会計基準の適用や新たな税制の導入・変更によって、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、税制等の改正により、当社グループの税負担が増加する可能性があります。

・情報の流出について

当社グループは、事業活動において顧客等のプライバシーや信用に関する情報（顧客等の個人情報を含む）を入手し、他企業等の情報を受け取ることがあります。当社グループは、これらの情報の秘密保持に細心の注意を払い、情報の漏えいが生じないよう最大限の管理に努めていますが、不測の事態により情報が外部に流出する可能性があります。この場合には、損害賠償等の多額な費用負担が生じ、また、当社グループの事業活動やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。また当社グループの事業上の重要機密が第三者に不正流用される恐れもあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

質屋、古物売買業のリスク

・中古品の仕入について

中古品は新品と異なり仕入数量の調整が難しく、安定的に商品を確保することが経営施策上極めて重要であります。このため商品の仕入については、店舗にて個人顧客から買取他、出張買取、宅配買取及び中古ブランド売買市場で中古ブランド品の調達を行っております。

中古品は新品に比して粗利が高い傾向にありますが、今後の景気動向や新たな競合先の出現等による仕入価格の上昇や商品数の不足等により、安定的な商品の確保に支障をきたした場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・コピー品の買取及び質預りリスクについて

中古ブランド品小売業界及び質屋業界において、コピー品に関するトラブルは社会的に重要な問題となっており、質屋、古物売買業を営む株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）にも買取品或いは質草としてコピー品が持込まれる可能性があります。大黒屋におきましては、日頃から買取担当者の真贋鑑定能力を養い、高度な専門知識と豊富な経験を持った買取担当者を育成することにより、コピー品の買取及び質預り防止に努めており、誤ってコピー品の買取及び質預りをしてしまう件数はごくわずかです。しかしながら、当業界において

は、常にコピー品に関するトラブル発生のリスクが潜んでおり、大きなトラブルが発生した場合、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・盗品の買取及び質預りリスクについて

大黒屋が買取った商品あるいは質預り品が盗品であると発覚した場合、古物営業法及び質屋営業法では1年以内は、これを無償で被害者又は遺失主に回復することとされており、大黒屋においては、コンプライアンスの観点から、古物においては古物営業法に基づく古物台帳、質物においては質屋営業法に基づく帳簿の徹底管理を行うことで、被害者又は遺失主に対し適切な対応ができる体制を整えており、盗品の買取及び質預りをしてしまう件数はごくわずかです。しかしながら、盗品を取り扱った場合には、大黒屋の取扱品に対する信頼性が低下することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・買取担当者等について

当業界における中古品の仕入買取価格については、金等のように相場があるものを除き、あらかじめ価格が決定しているものではありません。したがって、商品の真贋鑑定を適正に行い適正価格で買取を行うことや質物の預りにおいても同様に真贋鑑定を適正に行う必要があります。そのため、大黒屋にあっては、人材の養成と確保への取組みの強化が重要です。人材育成のため研修制度の充実や賃金体系を含めた人事制度の構築により対応しておりますが、このような買取担当者等の養成や確保が進まない場合や買取担当者等の退職は大黒屋の仕入や店舗施策等に重要な影響を与え、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・為替変動について

大黒屋が取り扱う中古品は、大半が輸入ブランド品ではありますが、これらの仕入は円建で行われ、また、販売価格は仕入買取価格に連動して変動するため業績への影響は限定的と認識しておりますが、急激な為替相場の変動による国内外の需要の変化によって当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。なお、為替の円安傾向への変動は、販売において外国人旅行者にとって割安感が生まれ免税売上が増加します。一方、円高傾向への変動は、国内の購買層に割安感が生まれ国内売上増加に寄与します。

・商品在庫について

大黒屋の取扱商品は時代の流行や市場ニーズに合わせながら変化する商品が大半であり、商品が陳腐化し長期滞留在庫とならないように、常に在庫回転期間の目安として平均90日を維持することを念頭に置き販売価格を設定し適正在庫の維持に努めておりますが、その流行やニーズの変化により商品が陳腐化し長期滞留在庫を招く可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・質草の取扱いについて

質取引は、質屋営業法に基づき、顧客（質置主）から物品（有価証券等を含む）を質草として預り、流質期限まで当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質草をもってその弁済に充てる旨の約款を附して顧客に金銭を貸付けるものです。また、質契約の期限が経過したものと経過しようとするものに対して、利入れすることにより期限延長することができます。顧客は流質期限前に、いつでも元利金を返済して、その質草を受け戻すことができます。そのため、顧客に返却する質草については、劣化や盗難による紛失等に備えるため、法的に定められた保管場所である質蔵にて厳重に保管しており、劣化や盗難による紛失等による影響は限定的であると認識しておりますが、保管中の質草の劣化や盗難による紛失等があった場合には当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

・出店施策について

a. 新規出店について

大黒屋は、現在首都圏（16店舗）を中心に近畿圏（4店舗）、中部圏（2店舗）、東北地区（1店舗）及び九州地区（1店舗）にて、計24店舗を展開しております。

出店先の選定にあたっては、物件の状況、契約条件、周辺地域の人口やその動態、交通の便、競合他社の店舗の状況等を勘案して判断しております。このため、大黒屋の望む時期に望むような物件を確保できない場合、さらに新店舗への設備投資、商品供給及び人材確保等が遅延した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

b. 賃借契約等について

大黒屋では、出店に際して賃借物件による店舗施策を基本方針としております。よって、当該物件を借り受けるに際し、賃貸人に対し、敷金及び保証金を差入れております。敷金及び保証金は、契約解消時に返還されることになっておりますが、賃貸人の事情によっては、その一部又は全額が回収できなくなる可能性があります。また、大黒屋の都合で契約を中途解約した場合には、契約内容によってはこれらの一部が返還されなくなる場合があるとともに、大半の店舗が賃借店舗であることから、何らかの理由により契約が更新できない場合や契約更新時などに賃料が上昇した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

c. 営業エリアの集中について

大黒屋においては、経営の効率化及び経営資源の集約化を図るべく首都圏、近畿圏及び中部圏といった日本における三大都市圏に店舗展開しています。このため、各都市圏において地震、風水害又はその他の異常な自然現象により、大黒屋が物的及び人的な損害を受けた場合、事業拠点の移転や損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

さらに、大黒屋が出店している地域において、自然災害に起因して生じる電力不足、通信途絶又は運輸機能の停止等ライフラインの途絶が発生した場合や行政からの避難命令・勧告等により営業継続が困難となった場合にも当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

・法的規制について

a. 古物営業法に関する規制について

大黒屋が取扱う商品は「古物営業法」に定められた「古物」に該当するため、出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けています。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、古物台帳による管理の徹底、古物営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消、又は営業停止等の処分を受ける可能性があります、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 質屋営業法に関する規制について

大黒屋は古物以外に「質屋営業法」に定められた質屋業を営んでおり、質屋の出店に際しては管轄する各都道府県公安委員会から営業許可を受けています。大黒屋では同法に従って適切に業務を遂行するため、質帳簿による管理の徹底、質屋営業法に基づく社内マニュアルの整備、社員教育等を実施しております。本日現在大黒屋において許可の取消事由は発生しておりませんが、万一同法に定める規則に違反した場合には、営業許可の取消又は営業停止等の処分を受ける可能性があります、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. その他の法的規制について

大黒屋が規制を受けているその他の法律には、「犯罪収益移転防止法」、「特定商取引に関する法律」、「建築基準法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等があります。なお、短時間労働者に対する社会保険適用基準の拡大等の各種法令の改正等に伴い、新たな対応コストが発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・有利子負債依存度について

株式会社大黒屋では、当連結会計年度末現在、資金調達は金融機関からの借入で行っております。大黒屋の仕入商品の買取は全て現金決済にて行われているため、常に運転資金が必要な事業形態となっております。また、業容拡大に伴う出店及び改装に係る費用を、主として金融機関からの借入により調達していることから、今後の出店及び商品調達の状況により、大黒屋の有利子負債依存度は比較的高水準で推移する可能性があります。

今後は業績拡大、収益性の向上により内部留保を確保し、財務体質の強化に努める方針ではありますが、金利動向等の金融情勢や取引金融機関の融資姿勢等の変化により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

・借入金の返済について

借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定額以上維持すること等により流動性リスクを管理しておりますが、業績の悪化等により借換先が見つからない場合や一時的な資金支出の増加により、弁済期日通りに借入金を返済できない場合、当社グループの事業及び財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

・財務制限条項について

一部の借入金については、金融機関に流動資産及び固定資産の一部を担保に供しており、財務制限条項（レバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持）が付与されています。本条項に抵触し、金融機関より権利行使がなされた場合には、当社グループの財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。

電機事業のリスク

・製品の安全性について

電機事業においては、一世紀弱に及ぶ技術開発の成果として、多くの製品に工業所有権・ノウハウを有しておりますが、そもそも可燃性物質を取り扱う等厳しい環境下で使用される製品であること、昨今の仕入先の状況からくる品質の低下若しくは品質検査漏れ又は熟練工確保状況等によっては、製品の使用に関連して火災事故等の人命に関わる事態に巻き込まれる可能性があります。かかる状況においては、報道状況等によっては、問題のない製品や当社グループへの信頼性の低下を招き、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

・法的規制について

当社グループは、防爆仕様の製品を製造することから、さまざまな法的（ガイドライン）規制を受けております。例えば、労働安全衛生法に基づく国家検定に合格する必要がある製品や電気用品技術基準に合格することが必要な製品等があります。当社グループは事業遂行にあたってこれら法令等に違反しないように監視する内部統制機能の充実に努めておりますが、結果として規制に適合しない可能性を完全に排除できる保証はありません。これら法令等の規制等を遵守できなかったことにより、企業としての信頼性の失墜につながる可能性があります、その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、売上高が減少し、経常損失を計上していること、及び株式会社大黒屋の借入金のうち4,350,000千円について財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、当社グループの根幹会社である大黒屋は、質屋業としての査定力という強みを活かし、一定の粗利率で商品を買取り、在庫規模にかかわらず一定期間内に商品を販売できるビジネスモデルを確立しております。したがって、現在最低水準となっている在庫水準をコロナ前の水準に戻すことが大黒屋にとって最優先に取り組むべき課題と認識しております。その課題の解決に向けた取組として、在庫資金確保のための資金調達、他企業との連携等による在庫買取強化を行うことで、大黒屋及び当社グループの収益は強化されていくものと考えております。

2024年7月からの「おてがるナンデモ買取」や12月からの「買取りクエスト」といった他業種提携企業との共同施策が進んでおり、2024年11月29日に決議した第三者割当による新株予約権の行使も今後進んでいくことから、資金繰りには問題はないと判断しております。

また、株式会社大黒屋は当連結会計年度末において、先行投資による負担もあり借入金のうち4,350,000千円について財務制限条項に抵触することとなり、その結果として、上記借入金のうち短期借入金である3,500,000千円につき予定されていた借換手続が実行されず履行遅滞が発生しておりますが、今後投資負担の軽減、先行投資の収益化含め経営改善を目標とした事業計画の見直しを行っております。この計画を達成することで財務制限条項抵触を回避する旨を金融機関に説明し、交渉を継続しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1)業績

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレ鎮静化の影響や労働市場の安定により、全体的に底堅い成長を維持してきました。米国が堅調な消費に支えられ比較的高い成長を維持した一方、欧州はエネルギーコストやウクライナ情勢の影響で成長が鈍化、中国経済は不動産市況と内需の弱さから回復が遅れ、グローバルなサプライチェーンにも影響を与えました。米国・トランプ政権の誕生で、ウクライナ紛争やガザ紛争は終息の気配が見えつつありますが、一方で関税政策が世界を揺るがせており、目を離すことができない状況です。

我が国の経済は、個人消費の増加を背景に緩やかな回復が続き、2025年3月に発表された2024年年次の実質GDP成長率は+0.1%となりました。実質賃金は、1年を通しては物価高に追いつけない状況でしたが、春闘での賃上げ率は5%を超える見込みであり、改善が期待される所。日経平均株価は、7月に42,000円台になるなど、2024年度は堅調な1年でした。国内外の資産効果もあり、ブランド品の需要が百貨店を中心に回復してきているところです。実際に、百貨店における2024年度年間の売上は5兆7,697億円で前年度比4.6%増となっております。中でも免税売上に関しては、約6,717億円で前年比72.8%を記録しており、大黒屋においてもインバウンド需要の拡大は追い風となっております。

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境はSDGs推進によるリユース意識の高まりや円安による物価高により需要の拡大が見込まれております。また、コロナ禍から世界経済が正常化したことや3年前の120円台から2割ほど円安が進んでいる歴史的な円安の状況を踏まえ、インバウンド復活がピーク時の2019年レベルを超える状況となっております。特に、円安は、当連結会計年度の月平均152.64円（前年度の月平均144.54円、5.6%円安）であり、当社の売上高の半数近くを占めるインバウンドの購入者のドルベースでの購入価額が安くなっており、買取・販売が増加しつつあります。当社グループでは、買取・販売の増加が見込まれることに伴い、今後の新たな収益機会に備えた体制を整え、攻めの経営を行ってまいります。

当連結会計年度は、大黒屋がこれまで長年培ってきたAIとDXを用いた先進的な技術を世に送り出したキックオフの年度となりました。大黒屋は、AIダイナミックプライシング技術及びデータ補正技術を独自に開発し、LINEヤフー及びメルカリとの業務提携を推進しております。大黒屋が構築したこれらの技術基盤をAPI接続し、提携先の業務に沿って提供することで、買取・販売のプロセスを効率化し、透明性と利便性を飛躍的に向上させるものであり、提携企業との連携をさらに深化させる要因となっております。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高及び利益は、前連結会計年度と比較し世界的波乱要因に対応するため仕入れを抑制したこともあり売上及び利益は減少しましたが、大阪の店舗を中心に粗利率の高い商品の在庫回転期間が縮小したことで売上総利益率は29.9%（前年同期比0.1%増）と前年同期比ほぼ同水準を維持しています。

(売上高)

当社グループの当連結会計年度の売上高は、10,232百万円（前年同期比735百万円減少、同6.7%減）となりました。その主な要因は以下のとおりであります。

まず、当社グループの根幹会社である大黒屋において、当連結会計年度の売上高は9,900百万円（前年同期比771百万円減少、同7.2%減）となりました。

この減少要因は、これまでの訪日外国人の大層を占めていた中国人観光客について、不動産不況等に伴う中国経済の不振により訪日客数が回復しなかったことから、2024年は2019年に比してまだ7割強の回復の状況であり売上回復につながりませんでした。また、コロナ下においてリスク回避のために在庫水準を最低水準としたことやファイナンスの約定弁済に伴う運転資金の減少等により、在庫水準がコロナ前の水準と比べ約22億円減少（36億円規模、現在14億円規模）したことによるものです。売上の内訳は、リアル店舗全体での売上高（リアル店舗による販売のこと：以下「リアル」という。）は増加し、5,996百万円（前年同期比162百万円増加、同2.8%増）となり、本部商品売上高

（古物業者市場等への販売のこと）は、1,961百万円（前年同期比511百万円減少、同20.7%減）となりました。また、ネット店舗商品売上高（インターネットによる店舗販売のこと：以下「ネット」という。）においては広告効率の改善などの継続的なEC販売の強化活動を展開したものの、在庫水準の低下により962百万円（前年同期比301百万円減少、同23.9%減）となりました。併営する質料収入においては、質屋事業が庶民金融として生活に定着しており、質料（貸付金利息）は841百万円（前年同期比38百万円減少、同4.4%減）となりました。なお、質草預りに伴う営業貸付金残高（2,118百万円）はほぼ横ばいで推移しており、今後も質料アップが期待されます。

さらに、越境関連としましては、越境EC、ライブショッピングの売上が163百万円（前年同期比210百万円減少、同56.2%減）となりました。なお、Chrono24は131百万円と減少しています。

(利益)

当社グループ営業損失は904百万円（前年同期比760百万円悪化）となりましたが、その主な要因は以下のとおりであります。

まず、大黒屋において売上総利益は2,920百万円（前年同期比243百万円減少、同7.7%減）となりました。この要因は 店舗商品売上総利益（リアル）が1,391百万円（前年同期比43百万円の増加、同3.2%増）、店舗商品売上総利益（ネット）は223百万円（前年同期比93百万円減少、同29.4%減）となり、本部商品売上高の売上総利益は455百万円（前年同期比123百万円減少、同21.4%減）となりました。

大黒屋全体の売上総利益率は29.5%（前期比0.1%減）とほぼ同水準を維持していますが、インバウンド回復等に伴い、買取価格及び販売価格を見直していることが安定的利益率の確保に資しています。また、質料（貸付金利息）は841百万円（前年同期比38百万円減少、同4.4%減）となりました。なお、質料収入はそのすべてが売上総利益となります。

大黒屋の販売費及び一般管理費につきましては、ポスト・コロナを見据え費用対効果の観点から広告宣伝効率を改善しながら広告投資を積極的に行った結果、3,946百万円（前年同期比466百万円増加、同13.4%増）となりました。なお、大黒屋では、のれんを計上しているため、当連結会計年度の償却費541百万円を販売費及び一般管理費に含めておりますが、連結決算においては、のれん償却費を消去するため、当該金額を控除した金額で記載しております。

以上の結果、大黒屋の営業損失は1,026百万円（前年同期比710百万円減少）となりました。

一方、連結決算では上記のとおり大黒屋ののれん償却費が相殺されることにより、904百万円の営業損失（前年同期比760百万円悪化）となりました。当社グループの経常損失は、1,076百万円（前年同期比630百万円悪化）となりました。これは上記営業利益の減少によるものです。

以上の結果、当社グループの税金等調整前当期純損失につきましては1,123百万円（前年同期比570百万円悪化）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は968百万円（前年同期比429百万円悪化）となりました。

なお、大黒屋において企業評価指標の一つであるEBITDAは、売上総利益率を維持はしたものの、営業利益の減少により209百万円（前年同期比481百万円の減少）となりました。

以上のとおり、当連結会計年度において減収減益決算となりました。

セグメント別の業績の状況につきましては以下のとおりであります。

イ．質屋、古物売買業

当連結会計年度における質屋、古物売買業の売上高及び営業損失は、それぞれ9,901百万円（前年同期比770百万円の減少、同7.2%減）、517百万円（前年同期比710百万円の減少）となりました。

その主な要因につきましては、業績の概況にて記載しましたように、大黒屋における在庫水準の低下によるもので、売上高及び営業利益は減少しております。

ロ．電機事業

当連結会計年度における電機事業の売上高及び営業利益は、それぞれ330百万円（前年同期比35百万円の増加、同12.0%増）、113百万円（前年同期比35百万円の増加、同46.6%増）となりました。電機事業においては、今もなお電機業界全体において設備投資の抑制が続いていることもあり、最終ユーザーによる設備の新設工事や点検工事などは年々減少しているのが実情であります。また、資材（原材料）価格の上昇や後継者不足による小規模下請け業者の廃業など、より一層厳しい環境が続いており、当社の電機事業にも大きな影響を与えています。このような状況の下、当社電機事業部門におきましては、適正な利益を確保するため常に販売価格の見直しを行うとともに、製造原価の上昇を抑えるべく仕入先の転換（新規仕入先の拡充等）、現行取引ユーザーとの協力体制の拡充等、さまざまな手法をとって利益率の確保を目指し改善を行っております。

(2)財政状態に関する説明

当連結会計年度における、資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は、4,870百万円となり、前連結会計年度末に比べ294百万円の減少となりました。これは主に商品及び製品が125百万円増加した一方、現金及び預金が389百万円減少したことによるものであります。固定資産は、1,408百万円となり、前連結会計年度末に比べ55百万円の増加となりました。

この結果、総資産は6,279百万円となり、前連結会計年度末に比べ238百万円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度における流動負債は4,538百万円となり、前連結会計年度末に比べ304百万円の減少となりました。これは主に短期借入金が390百万円減少したことによるものであります。固定負債は746百万円となり前連結会計年度末に比べ293百万円の減少となりました。これは主に長期借入金が300百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、5,284百万円となり、前連結会計年度末に比べ598百万円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、994百万円となり、前連結会計年度末に比べ359百万円の増加となりました。この結果、自己資本比率は6.3%（前連結会計年度末は0.0%）となりました。なお、今後、新株予約権の行使が進むことにより純資産が増加し、自己資本比率が改善していく見込みです。

(3)当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は559百万円となり、前連結会計年度末から389百万円の減少となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、1,193百万円の支出（前年同期は、430百万円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失の増加570百万円、棚卸資産の増加139百万円が影響を与えております。

（投資活動のキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、20百万円の支出（前年同期は、3百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出23百万円及び差入保証金の回収による収入5百万円が影響を与えております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は、824百万円（前年同期は、466百万円の増加）となりました。これは、主に、短期借入金の増減額390百万円、長期借入金の返済による150百万円、新株予約権付社債の発行による収入100百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,260百万円が影響を与えております。

(2) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	147,222	5.6

(注)金額は製造原価によっております。

商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	51,423	19.0
質屋、古物売買業(千円)	7,105,552	2.1
合計(千円)	7,156,976	2.0

受注実績

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	336,210	9.8	60,366	10.1

(注)金額は販売価格に基づいており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
電機事業(千円)	330,692	12.0
質屋、古物売買業(千円)	9,901,355	7.2
報告セグメント計(千円)	10,232,047	6.7
その他(千円)	-	-
合計	10,232,047	6.7

(注)金額は販売価格に基づいております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1)重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成に際しましては、当連結会計年度末における資産・負債の報告数値及び当連結会計年度における収益・費用の金額に影響を与える重要な会計方針及び各種引当金等の見積り方法（計上基準）につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(2)当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、「業績等の概要（1）業績」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度末の財政状態の分析

当連結会計年度における、資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は、4,870百万円となり、前連結会計年度末に比べ294百万円の減少となりました。これは主に商品及び製品が125百万円増加した一方、現金及び預金が389百万円減少したことによるものであります。固定資産は、1,408百万円となり、前連結会計年度末に比べ55百万円の増加となりました。

この結果、総資産は6,279百万円となり、前連結会計年度末に比べ238百万円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度における流動負債は4,538百万円となり、前連結会計年度末に比べ304百万円の減少となりました。これは主に短期借入金が390百万円減少したことによるものであります。固定負債は746百万円となり前連結会計年度末に比べ293百万円の減少となりました。これは主に長期借入金が300百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、5,284百万円となり、前連結会計年度末に比べ598百万円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、994百万円となり、前連結会計年度末に比べ359百万円の増加となりました。

この結果、自己資本比率は6.3%（前連結会計年度末は 0.0%）となりました。なお、今後、新株予約権の行使が進むことにより純資産が増加し、自己資本比率が改善していく見込みです。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「業績等の概要 (3)当期のキャッシュ・フローの概況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
自己資本比率(%)	14.4	9.3	6.0	0.0	6.3
時価ベースの自己資本比率(%)	60.6	77.8	102.9	66.4	61.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	-	12.1	18.5	-	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	3.5	2.2	-	-

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

(注2) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注4) 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。

(注5) 2021年3月期、2024年3月期及び2025年3月期の「キャッシュ・フロー対有利子負債比率」及び「インタレスト・カバレッジ・レシオ」については、営業キャッシュ・フローがマイナスのため、記載しておりません。

資金需要の主な内容

当社グループの経常的な資金需要のうち主なものは、電機事業における製品製造のための原材料購入、外注費用及び製造経費、質屋、古物売買業における中古ブランド品の買取及び質草を担保とした資金の貸付け、その他、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。

当社グループは、営業キャッシュ・フローや金融機関からの借入れ、必要に応じて株式発行等を行い、十分な資金を確保し財政基盤を強化してまいります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

(当座貸越契約の期限延長)

1. 経緯

大黒屋では、2023年6月13日付「当社連結子会社の株式会社大黒屋における当座貸越契約締結に関するお知らせ」にて公表しました、りそな銀行との極度500百万円の当座貸越契約につきまして、同年10月23日及び同年11月30日付開示の「当社連結子会社の株式会社大黒屋における当座貸越契約の期限延長に関するお知らせ」にて、同年12月29日まで期限延長しておりますが、その期限到来に基づき、鋭意交渉を重ねてまいりましたところ、同年12月28日付で当該当座貸越極度額を100百万円減額して期限を2024年4月30日まで延長していましたが、同日をもって当座貸越契約の延長は終了しております。

2. 変更内容

(1) 契約期限及び極度額

	(変更前)	(変更後)
期限	2023年12月29日	2024年4月30日
極度額	400百万円	300百万円

(資金の借替)

1. 経緯

大黒屋では、2020年10月20日に東京スター銀行他より総額5,500百万円、資金の借入を行い、約定弁済を重ねてまいりました結果、2023年10月18日時点で4,500百万円の借入残高、当該借入金の期限は2023年10月23日となっております。

当該借入金4,500百万円の返済に対応するため、大黒屋において東京スター銀行、りそな銀行及びハナ銀行との間で交渉を行い、総額4,600百万円の融資(借替え)を受けることについて同年10月18日付けで、3行との間で融資契約の締結に至っております。なお、ハナ銀行は契約当初100百万円提供していましたが、2024年10月23日のコミットメントライン引出可能期限をもって貸出を停止したため、元本100百万円及び利息の支払いを行い終了しています。

2. 本借入の概要

(1) コミットメントライン(2025年3月31日現在)

借入先	東京スター銀行、りそな銀行	
設定する資金調達枠	3,500百万円	
借入額に対する金利	日本円 TIBOR+2.25%	
契約締結日	2023年10月18日	
借入日	2023年10月23日	
当初借入金額	東京スター銀行	1,750百万円
	りそな銀行	1,750百万円
	合計	3,500百万円
資金用途	運転資金	
担保	有担保	

(2) タームローン(2025年3月31日現在)

借入先	東京スター銀行及びりそな銀行	
借入金額	東京スター銀行	425百万円
	りそな銀行	425百万円
	合計	850百万円
金利	日本円 TIBOR+2.25%	
契約締結日	2023年10月18日	
借入日	2023年10月23日	
満期日	2026年10月23日	
担保	有担保	

(3) 財務制限条項

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社大黒屋 東京都港区港南 四丁目1番8号 代表取締役社長 小川 浩平	株式会社東京スター銀行 株式会社りそな銀行 (以上、商業銀行)	2023年10月18日付け金銭消費貸借契約書に基づき2023年10月23日付けで実行したコミットメントライン借入金3,600百万円及びタームローン1,000百万円には、財務コベナンツ遵守条項として、レバレッジ・レシオ、経常利益維持、純資産維持が付されており、財務コベナンツに違反した場合、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失する可能性があります。 なお、コミットメントライン借入金及びタームローンの2025年3月31日現在の残高は3,500百万円及び850百万円となっております。 保有資産に対する担保設定の対象となるのは、エージェントに開設した口座にかかる預金債権、在庫商品その他の動産のうち貸付人が指定するもの、営業貸付債権、クレジットカード会社その他の決済代行業者等に対する売掛債権となっております。	(タームローン) 2023年10月18日から 2026年10月23日まで (コミットメントライン借入金) 2023年10月23日以降、 毎月15日をコミットメントライン貸付実行希望日とする

3. 本借入の資金の用途

2023年10月18日時点で、大黒屋の2020年10月20日に締結した借入金の残高は、コミットメントライン3,500百万円、タームローン1,000百万円となっております。

2023年10月18日付けの融資契約締結に基づき2023年10月23日付けで実行するコミットメントライン借入金3,600百万円及びタームローン1,000百万円により、3,500百万円の既存借入金を返済し、残り100百万円は運転資金に充当することで借替えを完結しています。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、22百万円であります。これは主に、電機事業における金型の取得に係る支出であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

主要な設備に関し、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動はありません。

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	年間賃借料 (千円)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計		
本社事務所 (東京都港区)	電機事業 その他	統括及び販売 業務施設	-	0	0	-	0	8 (1)	8,631
小山工場 (栃木県小山市)	電機事業	生産設備	0	0	0	-	0	5 (3)	15,600
合計			0	0	0	-	0	13 (4)	24,231

(注) 1. 従業員数の()内は、臨時従業員の年間の平均人員数を外書しております。
2. 本社事務所(統括及び販売業務施設)と小山工場(生産設備)は賃借しております。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	年間賃借料 (千円)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	建設 仮勘定	土地 (面積㎡)	合計		
大黒屋	管理本部 (東京都港区) ほか24支店等	質屋、古物 売買業	統括施設	155,468	0	18,280	-	41,446 (2,066.59)	215,195	174 (27)	814,429

(注) 1. 国内子会社の一部の店舗は賃借しております。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者の年間の平均人員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しています。

設備の新設、除却等の計画は該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	312,000,000
計	312,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	168,569,594	173,397,494	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式 単元株式数 100株
計	168,569,594	173,397,494		

(注)1 「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使によ
り発行された株式数は含まれておりません。

(注)2 発行済株式のうち14,286,900株は、現物出資(債権 880百万円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第15回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

	当事業年度末現在 (2025年3月31日)
決議年月日	2016年3月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名 当社監査役 3名
新株予約権の数(個)(注)3	2,876
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)(注)3	
新株予約権の目的となる株式の種類(注)3	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	287,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	1
新株予約権の行使期間(注)3	2016年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)(注)3	発行価額 86.49 資本組入額 43.25
新株予約権の行使の条件(注)3	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項(注)3	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)3	(注)2

(注)1 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

本新株予約権者が死亡したときは、その直前において に基づく本新株予約権を行使できた場合又は死亡により当社の取締役若しくは監査役の地位を喪失することとなった場合には、その相続人は、本新株予約権を相続し、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。上記 にかかわらず、相続人が行使できる期間は被相続人である本新株予約権者が当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日から1年以内とする。

新株予約権者は、上記 にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合には、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、第14項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権が新たに交付されるものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡に関する事項に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は当社取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

以下に掲げる議案につき当社の株主総会又は取締役会で承認された場合は、当社は、当社の取締役会が別途決定する日において、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約の承認

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画の承認

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の承認

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の承認

新株予約権の行使により発生する一株に満たない端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 3 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

第19回新株予約権

決議年月日	2023年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名
新株予約権の数(個) (注)3	115,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)3	普通株式 11,500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3	54
新株予約権の行使期間 (注)3	2024年5月15日から2029年6月30日とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)3	発行価格 79.51 資本組入額 39.76
新株予約権の行使の条件 (注)3	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)3	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)3	(注)2

(注)1 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、大黒屋の2024年3月期以降、2029年3月期までのいずれかの事業年度における EBITDA (損益計算書における営業利益に減価償却費、差入保証金償却費、及びのれん償却額を加算した金額をいう。)が1,136百万円以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、会計基準の改正等により参照すべき営業利益、減価償却費、差入保証金償却費及びのれん償却額の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を合理的に調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- (注) 3 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
第20回新株予約権

決議年月日	2023年11月30日
新株予約権の数(個) (注)5	31,834
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)5	普通株式 3,183,400
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)5	28
新株予約権の行使期間 (注)5	自 2023年12月22日 至 2025年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)5	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件 (注)5	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 (注)5	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)5	(注)4

(注)1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権です。

(注)2 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

2024年6月24日(以下「決定日」という。)に終了する15営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ)(以下「決定日価額」という。)が、決定日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、2024年7月1日(以下「修正日」という。)以降、決定日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(26円)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。このように、行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加することがあります。

2023年12月22日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

2023年12月22日以降、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値が5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合(このような状態になった日を以下「到達日」という。)、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。

(注)3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。
本新株予約権の一部行使はできない。

(注)4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の条項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

- (注) 5 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

第21回新株予約権

決議年月日	2024年11月29日
新株予約権の数（個）（注）5	622,114〔573,835〕
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）5	普通株式 62,211,400〔57,383,500〕
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）5	29
新株予約権の行使期間（注）5	自 2024年12月17日 至 2026年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件（注）5	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項（注）5	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）5	(注) 4

- (注) 1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権です。

- (注) 2 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

2025年6月17日（以下「決定日」という。）に終了する15営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する金額（1円未満切り上げ）（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、2025年6月24日（以下「修正日」という。）以降、決定日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（15円）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。このように、行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加することがあります。

2024年12月17日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとしします。

- (注) 3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。

本新株予約権の一部行使はできない。

- (注) 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会

社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の条項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(注) 5 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2024年11月29日
新株予約権の数（個）（注）5	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）5	普通株式 3,448,240
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）5	1 出資される財産の内容及び価額（算定方法） (1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資する。 (2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額2,500,000円とする。 2 転換価額 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる転換価額は、29円とする。
新株予約権の行使期間（注）5	自 2024年12月17日 至 2026年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件（注）5	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項（注）5	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）5	(注) 4
新株予約権付社債の残高（千円）（注）5	100,000

(注) 1 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等です。

(注) 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

2025年6月17日（以下「決定日」という。）に終了する15営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の平均の90%に相当する金額（1円未満切り上げ）（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2025年6月24日（以下「修正日」という。）以降、決定日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（15円）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。このように、転換価額が修正された場合には、新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加することがあります。

当社は、2024年12月17日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者に対し事前の通知（撤回不能とします。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で繰上償還することができます。

(注) 3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社の普通株式とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債の条項と同様の調整に服する。合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編成行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権付社債の条項で定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継会社等の新株予約権の行使の条件

本新株予約権付社債の条項に準じて決定する。

承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編成行為が生じた場合

本新株予約権付社債の条項に準じて決定する。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(注) 5 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第20回新株予約権

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第116期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	44,337	380,301
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,433,700	38,030,100
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	28	28
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	124,143	1,064,842
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	412,611
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	41,261,100
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	29.87
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	1,232,854

第21回新株予約権

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第116期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	67,542	67,542
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	6,754,200	6,754,200
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	29	29
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	195,871	195,871
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	67,542
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	6,754,200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	29
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	195,871

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第116期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	40
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	3,571,428
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	28
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	100,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	40
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	3,571,428
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	28
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	100,000

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第116期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	-

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2024年1月23日 ～2024年3月28日 (注1)	3,231,000	120,213,866	84,232	3,039,646	84,232	1,405,028
2024年4月1日 ～2024年9月30日 (注2)	3,571,428	123,785,294	50,000	3,089,646	50,000	1,455,028
2024年4月1日 ～2025年3月28日 (注1)	38,030,100	161,815,394	535,083	3,624,729	535,083	1,990,111
2024年10月1日 ～2025年3月28日 (注3)	6,754,200	168,569,594	98,104	3,722,834	98,104	2,088,216

(注1) 第20回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使によるものです。

(注2) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)の行使によるものです。

(注3) 第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使によるものです。

(注4) 第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使により、当事業年度の末日後2025年5月31日までに、発行済株式総数が4,827,900株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ70,125千円増加しております。

(注5) 当社は、2023年11月30日付け「第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の募集に関するお知らせ」、同年12月5日付け「第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」並びに同年12月21日付け「第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の発行の払込完了に関するお知らせ」にて公表しました第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第2回新株予約権付社債」といいます。)及び第20回新株予約権の発行により調達した資金の具体的な用途及び支出予定時期について、下記のとおり、2024年7月に変更が生じております。変更の内容は以下のとおりです。

イ 変更の理由

当社は、2023年12月21日を払込期日として第2回新株予約権付社債及び第20回新株予約権の資金用途を発行し、その資金用途を、LINEヤフー株式会社(本社:東京都千代田区紀尾井町1番3号 代表取締役社長 CEO: 出澤剛、以下「LINEヤフー」といいます。)との業務提携に伴う新規事業資金(在庫保管倉庫費用及びシステム費用)をはじめとする5項目に充てることを予定しておりました。しかしながら、次の理由により、口のとおり用途を変更しております。

2024年5月13日付け「当社連結子会社の株式会社大黒屋におけるLINEヤフー株式会社との業務提携に基づく共同施策の開始の遅れのお知らせ」にて公表のとおり、LINEヤフーのプラットフォームを活用した顧客からの中古ブランド品の買取業務(以下「本買取サービス」といいます。)の開始準備に想定以上の時間を要し、これに伴うシステム開発費の増加

在庫買取増加のための専用の保管倉庫は当面不要

2024年6月28日付け「第20回新株予約権の行使価額及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の修正に関するお知らせ」にて公表のとおり、2024年7月1日に第20回新株予約権の行使価額が当初行使価額52円から28円に修正され、第20回新株予約権の権利行使による調達総額の減少

既存ルート(店舗、ネット)での在庫買取需要は旺盛であること

□ 変更の内容

第2回新株予約権付社債の資金使途については全ての転換が完了しております。第20回新株予約権については小川氏に割当てられた411,111個のうち402,489個、小高功嗣氏に割当てられた33,334個のうち1,500個の合計403,989個の行使が本日までに完了しており、差引手取概算額にて1,209百万円を調達しております。

(変更前の内容)

第2回新株予約権付社債の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
LINEヤフー株式会社との業務提携に伴う新規事業資金 (在庫保管倉庫費用及びシステム費用)	91	2023年12月
合計	91	

第20回新株予約権の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
LINEヤフー株式会社との業務提携に伴う新規事業資金 (在庫保管倉庫費用及びシステム費用)	91	2024年12月
LINEヤフー株式会社との業務提携に伴う新規事業資金 (顧客からの中古品の買取費用)	1,000	2023年12月～2025年11月
既存ルート(店舗、ネット)での販売用在庫買取り資金	559	2023年12月～2024年11月
大黒屋における買取専門店の新規出店資金	50	2023年12月～2025年4月
持株会社の運転資金(人件費、家賃、支払手数料等)	612	2024年4月～2026年4月
合計	2,312	

(変更後の内容)

第2回新株予約権付社債の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
LINEヤフー株式会社との業務提携に伴う新規事業資金 (システム費用)	91	2023年12月～2024年2月
合計	91	

(注) 本新株予約権付社債による調達金額は、全額上記資金使途に充当済みとなります。

第20回新株予約権の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
LINEヤフー株式会社との業務提携に伴う新規事業資金 (システム費用)	301	2024年1月～2024年7月
LINEヤフーとの業務提携に伴う新規事業資金(顧客から の中古品の買取費用)	-	-
在庫買取り資金(LINEヤフーとの業務提携に伴う顧客から の中古品の買取費用、既存ルート(店舗、ネット)での 販売用在庫買取り資金)	855	2023年12月～2026年3月
大黒屋における買取専門店の新規出店資金	16	2024年1月
大黒屋における買取専門店の新規出店資金 持株会社の運転資金(人件費、家賃、支払手数料等)	150	2024年4月～2024年7月
合計	1,322	

(注) 2024年11月25日における本新株予約権による調達済金額は1,209百万円となり、「在庫買取り資金(LINEヤフーとの業務提携に伴う顧客からの中古品の買取費用、既存ルート(店舗、ネット)での販売用在庫買取り資金)」は855百万円のうち279百万円を充当済みとなり、その他資金使途は全額充当済みとなります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	26	123	39	279	29,530	29,999	-
所有株式数(単元)	-	6,045	65,948	52,936	95,866	24,397	1,439,985	1,685,177	51,894
所有株式数の割合(%)	-	0.358	3.913	3.141	5.688	1.447	85.450	100.00	-

(注) 自己株式12,498株は、「個人その他」に124単元及び「単元未満株式の状況」に98株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小川 浩平	東京都港区	18,509	10.98
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE.LONDON,E14 5HP UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	3,779	2.24
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET,NEW YORK,NEW YORK,10286 U.S.A.(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	2,835	1.68
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	1,885	1.12
新井 清久男	長野県長野市	1,795	1.07
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	1,713	1.02
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市三ヶ227-73	1,516	0.90
後藤 知近	神奈川県川崎市宮前区	1,488	0.88
浅井 真一	大阪府茨木市	1,299	0.77
小川 真司	福岡県福岡市博多区	1,100	0.65
計		35,921	21.31

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 168,505,300	1,685,053	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 51,894	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	168,569,594	-	-
総株主の議決権	-	1,685,053	-

(注)「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大黒屋ホールディングス株式会社	東京都港区港南 四丁目1番8号	12,400	-	12,400	0.01
計		12,400	-	12,400	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	145	4,740
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	12,498	-	12,498	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社における配当政策の基本方針は、収益状況に対応した利益還元を重要な経営方針と位置付け、配当を行うことを基本としておりますが、依然として民間設備投資の見合わせなどにより市場規模の小さい業界の中で受注競争の激化に歯止めがかからず、極めて厳しい状況下にあります。

このような状況の中で継続的に経常損失が発生しており、誠に遺憾ながら当期も無配とさせていただきます。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

前述のとおり、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性・透明性を向上させ、株主・顧客・従業員・取引先など利害関係者の皆様に対して企業価値を創造し、最大化するために当社自らを律することと考えております。さらに、社会の構成員であることを自覚し、法令・社会規範を遵守し、これら理念に基づいた当社グループ内コンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。当社グループでは、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同条第3項に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及び実施状況等

当社は公開会社かつ大会社として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人の機関を備えております。当社の経営機関は、会社法に規定されている取締役会と監査役会を柱としており、経営機能及び効率向上のため、以下のような機関を設置しております。

(取締役及び取締役会)

- ・当社の取締役は、2025年6月27日現在5名という構成となっております。原則として毎月1回開催されます取締役会において、経営方針等に関わる重要な事項の意思決定や各部門の業務執行の監督を行っております。
- ・監督機能の一層の強化を図り、取締役会の適切な意思決定を行うため、社外取締役を2名選任しております。
- ・取締役候補者の選定につきましては、人格・識見・実績を勘案し、取締役会において協議の上決定しております。
- ・当事業年度において当社は取締役会を年8回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小川 浩平（議長）	8回	8回
辛 羅林	8回	3回
鞍掛 法道	8回	8回
伴野 健二（社外）	8回	8回
中岡 邦憲（社外）	8回	8回

取締役会における具体的な検討内容として、他社との業務提携、決算承認等があります。

(監査役及び監査役会)

- ・当社は監査役会制度を採用しており、2025年6月27日現在監査役3名（うち、社外監査役2名）の構成となっており（永井 卓（議長）、栃木 敏明（社外）及び粕井 滋（社外）で構成）、監査役会の開催をはじめ、毎期策定する監査方針に基づき、取締役会等の重要な会議体への出席や、会計監査人との連携を取りながら、業務監査等の監査業務を通して、取締役及び従業員の職務執行状況を監査しております。
- ・社外監査役の1名は弁護士として長年業務に従事しております。
- ・2025年3月期の監査役会は5回開催され、監査計画の策定や取締役の執行状況の監査を行いました。

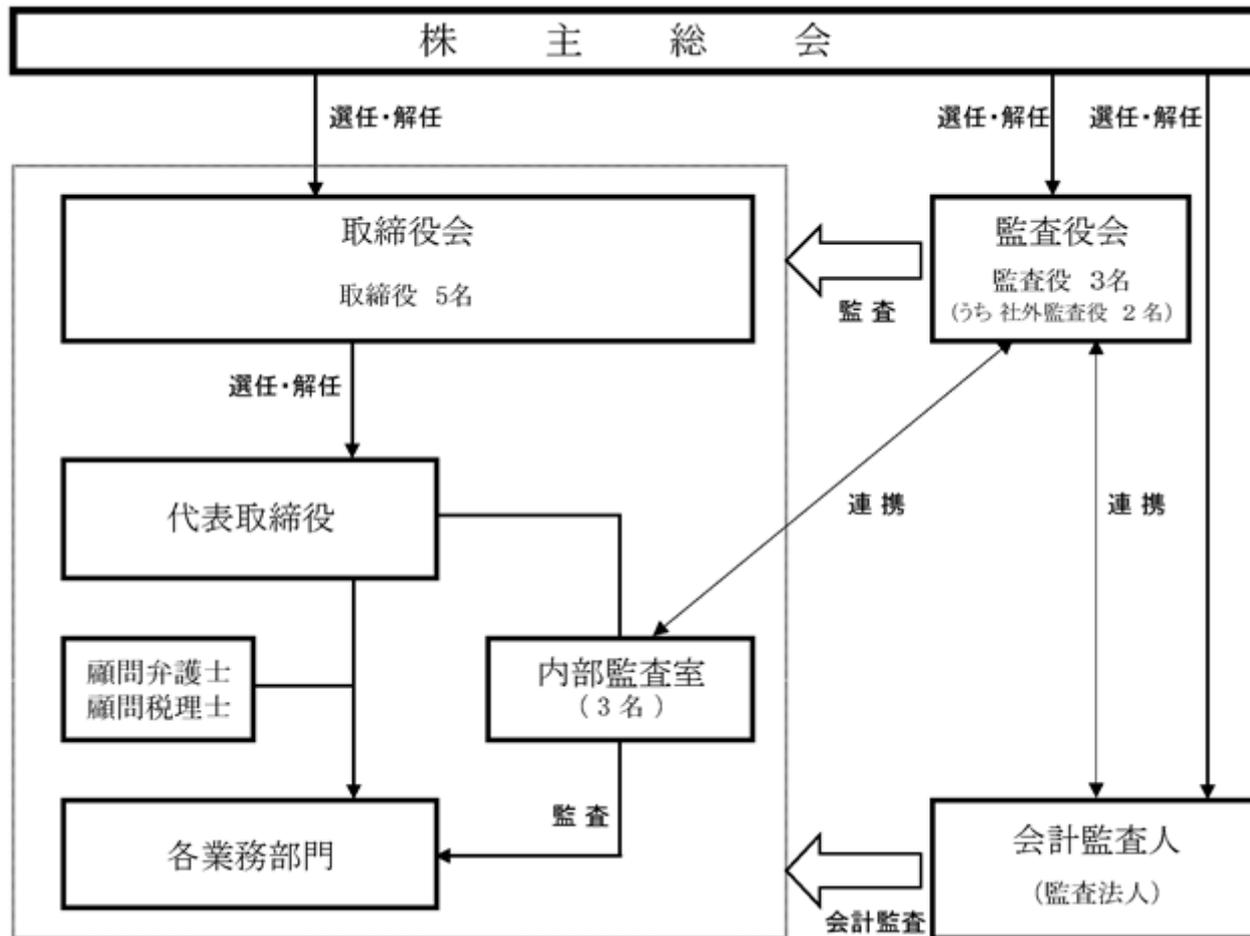
(会計監査及び法令遵守)

- ・当社は会計監査人を選任しており、会計監査を受けております。主に財務諸表等に関して一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等への準拠性及びその表示方法等の適正性のチェックを中心としております。その他業務執行に際して発生する問題への対処については、法令遵守を念頭に置きながら慎重に対応し、必要に応じて顧問弁護士等第三者の有識者へ相談しております。

(内部監査)

- ・他部兼務の内部監査担当3名からなる代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内全体を対象として監査を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると次のようになります。



ロ．当該体制を採用する理由

当社においては、独立性を保持する社外監査役2名（うち、1名は弁護士）を含む監査役会及び各監査役が、外部の会計監査人及び内部監査部門である内部監査室との連携を通じて行う監査と、独立性を保持する社外取締役2名を含む取締役会による経営上の意思決定と業務執行の監督とが協働することにより、コーポレート・ガバナンスの有効性が十分に担保されていると考えます。

また、当社は従来より高度な専門性などが要求される意思決定や業務執行については、随時複数の法律事務所や経営コンサルティング会社等外部専門家のアドバイスを受けており、当社の売上規模・従業員数から考えると上記のような体制が最適であると考えております。

ハ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において内部統制システム運用に係る計画書を承認し、その運用に取り組んでおります。内部監査室を中心とした運用整備活動では、主に業務プロセスに係る内部統制システムの運用状況において、社内規程や各種法令等への準拠性の監査を実施・評価し、その結果を取締役社長へ報告するとともに、随時当該部門へ是正を通知しております。

また当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同条第3項に基づき、業務の適正を確保する為、取締役会において以下の内部統制システム構築の基本方針を定め、それに基づき内部統制の整備を行っております。

・当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

- ・ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。
当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。
当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。
- ・ 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。
不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。
- ・ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することになっている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。
- ・ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等
当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。
再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ・ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として人事総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ・ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。
当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。
- ・ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- ・ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

以上当社グループは、健全な企業活動を継続するため、上記の事項を基本方針と定め、内部統制システムの整備に継続的に努めるとともに、内部監査室を中心として、財務報告に係わる運用監視を重点として、規定に基づく運用監査を実施しております。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 >

当社グループは、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、グループ全体で断固として対決します。また、反社会勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決します。

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制としては、本社総務部を対応統括部署として、情報一元管理を行い、警察等の外部専門機関や特防協等の関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除の為に社内体制の整備強化を推進して参ります。

二．責任限定契約の内容の概要

取締役、監査役及び会計監査人は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役・監査役・会計監査人（取締役、監査役及び会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額、会計監査人は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

半期毎の機動的な株主への利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって、自己株式の取得をすることができる旨定款に定めております。これは自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経済情勢等の変化に対して機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	小川 浩平	1956年9月14日生	1979年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 1979年4月 ㈱トーメン入社 1987年6月 コロンビア大学経営大学院修士課程修了 1987年9月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー入社 1994年11月 ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル・リミテッド入社 1994年12月 同社代表取締役 1997年5月 当社顧問 1997年6月 当社代表取締役社長(現任) 2009年12月 ㈱ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング㈱) 取締役 2010年7月 ㈱大黒屋取締役 2010年12月 ㈱ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング㈱) 取締役社長(現任) 2012年8月 ㈱大黒屋代表取締役社長(現任) 2015年10月 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター(現任) 2021年3月 上海黛庫商業有限公司董事長(現任)	(注)3	18,509
取締役	辛 羅 林	1949年8月21日生	1980年 北京大学大学院卒業 1980年 オーストラリア国立大学特別研究員早稲田大学客員研究員 1983年 カナダプリティッシュコロンビア大学名誉研究員 1985年 Potter Warburgシニアファイナンスアドバイザー 1991年 ヤオハンインターナショナル会長アドバイザー及び副会長 1992年 三井物産グループ特別顧問 1993年 オーストラリア Hambros アジアンキャピタルホールディングスLTD名誉会長(現任) (香港証券取引所上場) Oriental Technologies Investment Ltd.取締役(オーストラリア証券取引所上場) Sinolink Worldwide Holdings Ltd.取締役(現任)(香港証券取引所上場) Enerchina Holdings Ltd.取締役(香港証券取引所上場) オーストラリア ニューサウスウェールズ州治安判事(現任) 2004年6月 当社取締役(就任) 2006年6月 当社取締役(退任) 2007年6月 当社取締役(現任) 2010年12月 ㈱ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング㈱) 取締役(現任) 2016年6月 ㈱大黒屋 取締役(現任) 2023年 Beijing Sports and Entertainment Industry Group Ltd.取締役(香港証券取引所上場)(現任) 2023年 Central China Real Estate Ltd.取締役(香港証券取引所上場)(現任)	(注)3	-
取締役	鞍掛 法道	1949年4月19日生	1973年3月 東京都立大学経済学部卒業 1973年4月 ㈱日本不動産銀行入行(現㈱あおぞら銀行) 2000年6月 同行執行役員兼投資銀行部長 2002年4月 同行常務執行役員審査部・調査部管掌 2004年4月 同行常務執行役員本店営業本部長 2005年9月 森ビル㈱都市開発本部不動産投資顧問室長 2007年7月 ㈱SMG/パートナーズ取締役会長 2008年11月 東京債権回収㈱代表取締役社長 2010年10月 ㈱gumi監査役 2011年11月 同社取締役 2012年8月 ㈱大黒屋取締役(現任) 2012年12月 ㈱ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング㈱) 取締役(現任) 2013年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	伴野 健二	1944年7月9日生	1967年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 1967年4月 山一證券㈱入社 1994年6月 同社 取締役ヨーロッパ本部長(ロンドン駐在) 1996年6月 同社 常務取締役資本市場本部長 2000年1月 ㈱トランサーチインターナショナル入社 取締役副社長 2009年7月 同社 顧問 2011年6月 当社 監査役 2012年12月 ㈱ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング ㈱) 監査役 2015年6月 当社監査役 退任 2015年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	中岡 邦憲	1957年3月19日生	1980年3月 慶應義塾大学商学部卒業 1980年4月 ㈱四国銀行入行 1997年9月 ㈱エスシステム入社 2000年11月 ㈱パネット 代表取締役 2001年5月 ㈱ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング ㈱) 社外監査役 2001年6月 ㈱スクウェア 社外監査役 2005年8月 ㈱スマートコミュニティ 取締役(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	永井 卓	1956年10月5日生	1980年4月 川田工業㈱入社 1981年1月 ㈱飛鳥総合企画設計部入社 1989年12月 エーアート㈱設立 代表取締役 2000年3月 東海観光㈱監査役 2001年6月 当社監査役 2002年3月 東海観光㈱取締役 2004年4月 当社顧問 2004年6月 当社取締役 2010年6月 当社監査役(現任) 2011年12月 ㈱ディーワンダーランド(現大黒屋グローバルホールディング ㈱) 監査役(現任) 2012年8月 ㈱大黒屋監査役(現任)	(注)4	-
監査役	栃木 敏明	1949年4月16日生	1979年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1995年5月 のぞみ総合法律事務所創業パートナー(現任) 1998年4月 第二東京弁護士会副会長 2006年9月 株式会社十六銀行監査役 2010年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2011年5月 日本弁護士政治連盟副理事長 2011年6月 当社監査役(現任) 2014年6月 株式会社ヨコオ社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	粕井 滋	1952年1月21日生	1974年3月 同志社大学社会学部卒業 1974年4月 総合商社入社 1977年2月 (株)日本マーケティングセンター(現(株)船井総合研究所)入 社 1984年12月 同社組織運営部長 1990年12月 同社東京第二開発部長 1997年12月 同社社長室部長 2000年1月 (株)コスモ開発代表取締役兼(株)船井総合研究所社長室部長 2001年11月 プロフィット・パートナーズ(株)((株)船井総合研究所グルー プ会社)設立 2012年2月 定年により退社 2014年2月 粕井総合研究所設立 2015年6月 当社監査役(現任) 2021年6月 大黒屋グローバルホールディング(株)監査役(現任)	(注)5	-
計					18,509

(注)1. 取締役 伴野健二及び中岡邦憲は、社外取締役であります。

2. 監査役 栃木敏明及び粕井滋は、社外監査役であります。

3. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 2022年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役の員数は2名、社外監査役の員数は2名であります。

社外取締役 伴野健二氏は、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待できるため、社外取締役に選任しています。同氏は(株)トランサーチインターナショナルの元顧問であります。同社と当社ならびに同氏と当社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 中岡邦憲氏は、金融機関における長年にわたる業務経験と経営者としての幅広い見識を、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことを期待できるため、社外取締役に選任しています。同氏は株式会社スマートコミュニティの取締役であります。同社と当社及び同氏と当社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 栃木敏明氏は、弁護士として企業法務に精通しており、日本弁護士連合会での活動や企業の社外監査役の経験から企業経営を統治する十分な見識を有しており、当社業務執行の適法性を監査する社外監査役として適任であると考えております。同氏と当社との間に人的・資金的関係はありませんが、同氏がパートナーとなっているのぞみ総合法律事務所は当社の顧問弁護士事務所であり、当社は同事務所に顧問弁護士料を支払っております。当社への経済的依存度は極めて低く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

社外監査役 粕井滋氏は、長年にわたる企業経営者としての幅広い知識経験を当社の監査に反映していただくことを期待できるため、社外監査役に選任しています。同社と当社ならびに同氏と当社の間には、人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特別に定めてはおりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、当社は社外取締役2名、社外監査役の2名全員を東京証券取引所に独立役員として届出しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

常勤監査役及び社外監査役は会計監査人との定例会合を持ち、監査内容について情報交換を行うとともにその内容を監査役会に報告を行っています。また、監査役会は必要に応じて内部監査室と情報交換を行う体制をとっております。

社外取締役は必要に応じて監査役会、会計監査人及び内部監査室と情報交換を行う体制をとっております。

この他、内部監査部門は代表取締役だけでなく社外取締役を含む取締役会及び社外監査役を含む監査役会に直接報告を行う仕組み(デュアルレポーティング)を採用しています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員及び手続

当社は監査役会制度を採用しており、2025年6月27日現在監査役3名（うち、社外監査役2名）の構成となっており、監査役会の開催をはじめ、毎期策定する監査方針に基づき、取締役会等の重要な会議体への出席や、会計監査人との連携を取りながら、業務監査等の監査業務をとおり、取締役及び従業員の職務執行状況を監査しております。

社外監査役の1名は弁護士として長年業務に従事しております。

監査役及び監査役会の活動状況

2025年3月期の監査役会は5回開催され、監査計画の策定や取締役の執行状況の監査を行いました。監査役の実務執行及び監査役会の出席率は以下の通りです。

氏名	取締役会	監査役会
永井卓	100%	100%
栃木敏明	100%	100%
粕井滋	100%	100%

当社における監査役監査は、監査役会で決定された監査の方針及び業務分担等に従い、(1)取締役、(2)業務執行、(3)内部監査、(4)会計監査の4つの領域についてのリスクや課題を検討し、年間の活動計画を定め、各領域に対する監査活動を行いました。監査役会における具体的な監査活動の概要は以下のとおりです。

(1)取締役	取締役会への出席
(2)業務執行	子会社（大黒屋グローバルホールディングス株式会社、株式会社大黒屋）の常勤監査役の兼任、子会社取締役会への出席 重要書類の閲覧・確認（取締役会・監査役会の議事録・稟議・契約書等）
(3)内部監査	内部統制部門担当者との連携
(4)会計監査	会計監査人からの監査計画説明、期中レビュー報告、監査結果報告 会計監査人评价の実施

内部監査の状況等

内部監査の組織、人員及び手続

他部兼務の内部監査担当3名からなる代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内全体を対象として監査を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、これらの監査と内部統制部門との関係

常勤監査役及び社外監査役は会計監査人との定例会合を持ち、監査内容について情報交換を行うとともにその内容を監査役会に報告を行っています。また、監査役会は必要に応じて内部監査室と情報交換を行う体制をとっております。

内部監査の実効性を確保するための取組

当社は、内部監査部門が代表取締役のみならず取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組み（デュアルレポート）を採用しております。また、内部監査担当は財務経理業務又は総務人事業務に知見を有する者、外国人から選任する等、多面的な観点から監査を行うことを意識しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2005年6月29日の株主総会における選任以降、20年間継続的に監査を受けております。

c. 業務を執行した公認会計士

武田 剛
関 和輝

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、税理士1名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は明確に監査法人の選定方針を定めてはおりません。しかし、当社が監査法人を選定した理由については、当該監査法人が当社及び当社グループの監査上のリスクを的確に把握しており、それに見合う監査を効率的に実施し、必要な時間をかけて監査を行っていることから、信頼できると判断したことによります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、定期的な監査役会との面談により、監査の実施状況の説明を受け、監査役会との質疑応答により、監査法人の評価は、妥当と認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,450	-	15,500	-
連結子会社	20,909	-	21,900	-
計	36,359	-	37,400	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	3,777	1,201	4,245	1,312
計	3,777	1,201	4,245	1,312

連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告関連業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当ありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、規模・業務の特性等の要素を勘定し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の執行の状況等が報酬に対して適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬は、「基本報酬」と「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。基本報酬につきましては、当社の役員報酬は役職位、在任期間、他上場企業の報酬水準等を基とした固定報酬であります。

報酬金額については、取締役については、原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、株主総会において承認された取締役報酬総額の範囲内において、取締役会の決議によりその分配を代表取締役社長に一任しております。当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として、2022年6月29日開催の定時株主総会後の取締役会において、各取締役の意見交換を実施した上で、取締役の個人別報酬額の決定を代表取締役社長に一任することを決議しました。

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、在任期間、担当職務、専門性及び実績等を踏まえ作成した原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、取締役会の決議によりその具体的な個々の分配を代表取締役小川浩平に一任して決定する方針としています。代表取締役に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の所管する部門や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役が原案について当社の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役については、株主総会において承認された監査役報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額に関する株主総会決議日は1997年6月27日で、報酬限度額は月額5千万円以内であります。監査役の報酬限度額に関する株主総会決議日は1989年8月30日で、報酬限度額は月額2百万円以内としております。

株式報酬型ストックオプションにつきましては、当社は、2015年6月26日の第106期定時株主総会において、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションの導入を行うことについて承認を得ております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、中長期の視点で在任期間や中長期の担当職務貢献度等を総合的に勘案して一定の裁量により決定する方針としております。

なお、同定時株主総会決議により定められた同ストックオプションとしての報酬の限度額は、取締役は年額5千万円、監査役は年額5百万円であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報 酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	48,750	45,000	-	-	3,750	2
監査役 (社外監査役を除く。)	5,200	4,800	-	-	400	1
社外役員	9,100	8,400	-	-	700	4

注) 上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式については、現在保有しておりません。しかし、投資株式を取得する場合、投資意思決定時に運用利回りを明らかにした上で取得する方針です。他方、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、その保有の意義が運用利回りでは表現できないと考えられるため、運用利回り以外の意義を期待するものを、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。保有の意義が認められる場合とは、取引関係の維持・強化、戦略的な業務提携、保有対象会社の成長性・財務安定性、業界情報の収集等の総合的観点からの保有目的の合理性に関する検証結果を踏まえ、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合であります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	100

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、HLB Meisei 有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加、会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,948,341	1,559,230
受取手形	59,595	37,795
売掛金	1,385,216	1,373,677
営業貸付金	1,210,819	1,211,084
商品及び製品	1,314,715	1,440,032
仕掛品	22,009	34,527
原材料及び貯蔵品	48,757	49,862
その他	279,616	259,078
貸倒引当金	1,204	1,333
流動資産合計	5,165,245	4,870,956
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	711,201	706,896
減価償却累計額	526,802	551,427
建物及び構築物(純額)	184,398	155,468
機械装置及び運搬具	129,483	129,483
減価償却累計額	129,483	129,483
機械装置及び運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	697,573	702,830
減価償却累計額	674,327	684,456
工具、器具及び備品(純額)	23,245	18,373
土地	141,446	141,446
有形固定資産合計	249,090	215,288
無形固定資産		
のれん	322,582	288,626
その他	4,368	5,764
無形固定資産合計	326,951	294,390
投資その他の資産		
投資有価証券	61,455	66,199
退職給付に係る資産	29,616	36,399
差入保証金	606,982	588,510
繰延税金資産	76,702	205,893
その他	4,852	4,399
貸倒引当金	2,640	2,640
投資その他の資産合計	776,968	898,763
固定資産合計	1,353,010	1,408,443
資産合計	6,518,255	6,279,399

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	66,768	35,670
短期借入金	1,338,900,000	1,335,500,000
1年内返済予定の長期借入金	1,3150,000	1,3300,000
未払法人税等	14,837	15,036
契約負債	33,441	19,674
未払金	566,063	534,810
事業整理損失引当金	25,210	28,977
その他	96,609	104,201
流動負債合計	4,842,931	4,538,371
固定負債		
長期借入金	1,3850,000	1,3550,000
新株予約権付社債	100,000	100,000
役員退職慰労引当金	13,380	18,230
資産除去債務	16,000	16,000
その他	60,418	61,867
固定負債合計	1,039,798	746,097
負債合計	5,882,730	5,284,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,039,646	3,722,834
資本剰余金	1,087,833	1,771,022
利益剰余金	3,073,912	4,041,967
自己株式	2,207	2,211
株主資本合計	1,051,360	1,449,677
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,793	20,470
為替換算調整勘定	1,071,718	1,076,232
その他の包括利益累計額合計	1,053,924	1,055,762
新株予約権	32,196	29,983
非支配株主持分	605,893	571,031
純資産合計	635,525	994,929
負債純資産合計	6,518,255	6,279,399

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 10,967,199	1 10,232,047
売上原価	4 7,693,854	4 7,175,556
売上総利益	3,273,345	3,056,491
販売費及び一般管理費	2 3,417,115	2 3,960,990
営業損失()	143,770	904,499
営業外収益		
受取利息	810	245
受取配当金	1,293	1,685
受取手数料	723	8,669
受取保険金	-	149
為替差益	25,652	-
還付消費税等	77	2,941
その他	2,290	2,866
営業外収益合計	30,847	16,557
営業外費用		
支払利息	124,226	153,506
支払手数料	208,709	26,397
為替差損	-	902
その他	470	8,166
営業外費用合計	333,406	188,973
経常損失()	446,328	1,076,915
特別利益		
盗難保険差益	-	789
特別利益合計	-	789
特別損失		
減損損失	5 13,233	5 15,280
固定資産除却損	3 6,837	3 5,128
事業整理損	12,042	26,904
資産除去債務履行差額	12,557	-
解体工事費	6,460	-
加算税等	55,312	-
特別損失合計	106,443	47,313
税金等調整前当期純損失()	552,772	1,123,438
法人税、住民税及び事業税	40,576	9,742
法人税等還付税額	48,839	-
法人税等調整額	6,966	130,433
法人税等合計	15,229	120,691
当期純損失()	537,543	1,002,747
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	2,113	34,692
親会社株主に帰属する当期純損失()	539,656	968,055

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失()	537,543	1,002,747
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,311	2,931
為替換算調整勘定	51,552	4,937
その他の包括利益合計	37,241	2,005
包括利益	574,784	1,004,753
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	573,626	969,892
非支配株主に係る包括利益	1,158	34,861

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,955,414	1,003,601	2,534,255	2,196	1,422,563
当期変動額					
新株の発行	84,232	84,232			168,464
転換社債型新株予約権付社債の転換					
自己株式の取得				10	10
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			539,656		539,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	84,232	84,232	539,656	10	371,202
当期末残高	3,039,646	1,087,833	3,073,912	2,207	1,051,360

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	4,726	1,024,682	1,019,955	24,586	607,051	1,034,245
当期変動額						
新株の発行			-			168,464
転換社債型新株予約権付社債の転換						
自己株式の取得			-			10
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			-			539,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,066	47,035	33,969	7,609	1,158	27,517
当期変動額合計	13,066	47,035	33,969	7,609	1,158	398,720
当期末残高	17,793	1,071,718	1,053,924	32,196	605,893	635,525

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,039,646	1,087,833	3,073,912	2,207	1,051,360
当期変動額					
新株の発行	633,188	633,188			1,266,376
転換社債型新株予約権付社債の転換	50,000	50,000			100,000
自己株式の取得				4	4
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			968,055		968,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	683,188	683,188	968,055	4	398,316
当期末残高	3,722,834	1,771,022	4,041,967	2,211	1,449,677

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	17,793	1,071,718	1,053,924	32,196	605,893	635,525
当期変動額						
新株の発行			-			1,266,376
転換社債型新株予約権付社債の転換						100,000
自己株式の取得			-			4
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			-			968,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,676	4,514	1,837	2,213	34,861	38,912
当期変動額合計	2,676	4,514	1,837	2,213	34,861	359,404
当期末残高	20,470	1,076,232	1,055,762	29,983	571,031	994,929

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	552,772	1,123,438
減価償却費	35,874	35,492
のれん償却額	33,956	33,956
減損損失	13,233	15,280
事業整理損	12,042	26,904
資産除去債務履行差額	12,557	-
固定資産除却損	6,837	5,128
貸倒引当金の増減額(は減少)	249	129
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	9,730	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,863	4,850
契約負債の増減額(は減少)	10,995	13,767
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	1,803	3,426
受取利息及び受取配当金	2,103	1,930
支払利息	124,226	153,506
支払手数料	208,709	26,397
為替差損益(は益)	25,821	2,097
売上債権の増減額(は増加)	33,333	23,451
棚卸資産の増減額(は増加)	242,598	139,019
仕入債務の増減額(は減少)	14,661	30,685
その他の流動資産の増減額(は増加)	72,328	60,845
その他の固定資産の増減額(は増加)	15,932	6,314
その他の流動負債の増減額(は減少)	11,224	29,108
小計	117,923	1,066,054
利息及び配当金の受取額	15,439	1,930
利息の支払額	129,069	149,024
支払手数料の支払額	207,596	26,397
事業整理に係る支出	12,042	26,904
法人税等の還付額	-	98,794
法人税等の支払額	214,935	25,572
営業活動によるキャッシュ・フロー	430,282	1,193,227
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	77,748	23,808
無形固定資産の取得による支出	-	1,675
差入保証金の差入による支出	23,177	100
差入保証金の回収による収入	39,196	5,852
投資有価証券の取得による支出	2	8
資産除去債務の履行による支出	12,557	-
短期貸付金の回収による収入	70,890	-
その他の支出	-	1,213
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,399	20,953

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	390,000	390,000
長期借入れによる収入	1,000,000	-
長期借入金の返済による支出	1,200,000	150,000
新株予約権付社債の発行による収入	100,000	100,000
新株予約権の発行による収入	8,062	3,448
新株予約権の行使による株式の発行による収入	168,012	1,260,714
その他	10	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	466,063	824,158
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,521	911
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	46,903	389,111
現金及び現金同等物の期首残高	901,438	948,341
現金及び現金同等物の期末残高	948,341	559,230

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社エスピーオー

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

大黒屋グローバルホールディング株式会社

株式会社大黒屋

ラックスワイズ株式会社

AU 79 LIMITED

AG 47 LIMITED

SPEEDLOAN FINANCE LIMITED

CHANTRY COLLECTIONS LIMITED

上海黛庫商業有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社の決算日は9月30日、ラックスワイズ株式会社及び上海黛庫商業有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

AU 79 LIMITED並びにその完全子会社であるAG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITEDの会計期間は年52週間で、決算日は3月31日にもっとも近い土曜日としております。同社決算日から連結決算日である3月31日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

当社及び連結子会社である株式会社エスピーオー及びオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋及び上海黛庫商業有限公司における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	4～12年
工具、器具及び備品	2～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）による定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は注記事項（収益認識関係）に記載の通りであります。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...	金利スワップ
ヘッジ対象...	借入金

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

在外子会社及び在外関連会社における会計処理に関する事項

国内連結会社と在外連結会社との会計処理基準の差異は、主として「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）における当面の取扱いを採用していることによります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	249,090千円	215,288千円
無形固定資産	326,951千円	294,390千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損会計の適用にあたっては、事業用資産については概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

大黒屋とLINEヤフーとの業務提携につきましては、「おてがるナンデモ買取」の概念実証を着実に進めてきており、引き続きLINEヤフーとの共同マーケティングを実施していきます。価格の透明性・公平性を担保するビジネスモデルとして設計したため、査定業務をAIによる自動化を可能としたことから、中古ブランド品業界に未進出の企業が即時に業界進出できるよう、その環境整備と働きかけを行ってまいりたいと考えております。

メルカリとの業務提携につきましては、「買取リクエスト」での、1万件/1日の買取オファーを出せる進化したAI自動買取システムにより、次期においては、買取約13.5億円、売上約15億円を見込んでおります。

提携事業の進捗や新株予約権の行使(約21億円の調達予定)が進み、資金が大黒屋に還元されること等により、落ち込んだ在庫水準をコロナ前の水準に戻すことを目指します。具体的には、2018年3月期においては約36億の在庫があり、商品の平均単価は現在約1.36倍となっていることから、現在では約50億の在庫処理キャパシティを保有していると考えており、約50億の在庫の水準まで積み増すことを最優先目標としております。これを達成することによって、メルカリとの業務提携の15億円分を含め、2026年3月期に、売上高約171億円を達成できる見込みと考えております。

当社グループでは、上記仮定に基づいて固定資産の減損に係る会計上の見積りを行っております。

なお、将来、経済環境の著しい悪化や市場価格の著しい下落の発生如何によっては、減損損失を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「還付消費税等」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた2,367千円は、「還付消費税等」77千円、「その他」2,290千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び預金	679,131千円	241,246千円
売掛金	252,704	285,130
営業貸付金	2,108,197	2,118,084
商品及び製品	1,283,986	1,407,782
建物及び構築物	2,356	0
土地	37,188	37,188
計	4,363,565	4,089,431

当連結会計年度末において、上記以外に、関係会社株式(取得価額5,505,100千円)に対して質権が設定されており、また、関係会社貸付金(額面金額5,000,000千円)に対して担保権が設定されておりますが、連結貸借対照表では相殺消去されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	3,890,000千円	3,500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	150,000	300,000
長期借入金	850,000	550,000
計	4,890,000	4,350,000

2 貸出コミットメント契約

連結子会社(株式会社大黒屋)においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社東京スター銀行、株式会社りそな銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	3,600,000千円	3,500,000千円
借入実行残高	3,590,000	3,500,000
差引額	10,000	-

3 財務制限条項

前連結会計年度(2024年3月31日)

株式会社大黒屋について

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金(当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金150,000千円、長期借入金850,000千円、短期借入金3,590,000千円)について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、株式会社大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当を実施することができません。

なお、当連結会計年度末において、借入金のうち4,590,000千円について財務制限条項に抵触することとなりましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する同意を得る見込であります。

当連結会計年度（2025年3月31日）
 株式会社大黒屋について

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金（当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、1年内返済予定の長期借入金300,000千円、長期借入金550,000千円、短期借入金3,500,000千円）について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、株式会社大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当を実施することができません。

株式会社大黒屋は当連結会計年度末において、先行投資による負担もあり借入金のうち4,350,000千円について財務制限条項に抵触し、その結果として、上記借入金のうち短期借入金である3,500,000千円につき予定されていた借換手続が実行されず履行遅滞が発生することとなりましたが、今後投資負担の軽減、先行投資の収益化含め経営改善を目標とした事業計画の見直しを行っております。この計画を達成することで財務制限条項抵触を回避する旨を金融機関に説明し、交渉を継続しております。

（連結損益計算書関係）

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料賃金	547,830千円	579,944千円
地代家賃	824,523	823,063
支払手数料	324,653	402,377
業務委託費	584,767	679,187
退職給付費用	5,599	18,659
役員退職慰労引当金繰入額	4,863	4,850

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
工具、器具及び備品	0千円	-千円
建物及び構築物	6,837	5,128

4 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入益と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、次の棚卸資産評価損（は戻入益）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	2,720千円	2,804千円

5 減損損失

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	20,627千円	4,736千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	20,627	4,736
法人税等及び税効果額	6,316	1,804
その他有価証券評価差額金	14,311	2,931
為替換算調整勘定：		
当期発生額	51,552	4,937
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	51,552	4,937
法人税等及び税効果額	-	-
為替換算調整勘定	51,552	4,937
その他の包括利益合計	37,241	2,005

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	116,982	3,231	-	120,213
合計	116,982	3,231	-	120,213
自己株式				
普通株式(注)	12	0	-	12
合計	12	0	-	12

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加3,231千株は、第20回新株予約権の行使によるものであります。
普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第15回新株予約権 (ストックオプション)		-	-	-	-	24,586
	第19回新株予約権 (ストックオプション)		-	-	-	-	1,840
	第20回新株予約権	普通株式	-	44,444	3,231	41,213	5,769
	第2回無担保転換社債型 新株予約権社債の新株予約権	普通株式	-	1,923	-	1,923	(注4)
合計			-	46,367	3,231	43,136	32,196

(注) 1 第20回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、発行によるものであります。

2 第20回新株予約権の当連結会計年度減少は、権利行使によるものであります。

3 第19回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	120,213	48,355	-	168,569
合計	120,213	48,355	-	168,569
自己株式				
普通株式（注）	12	0	-	12
合計	12	0	-	12

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加48,355千株は、第20回新株予約権及び第21回新株予約権の行使並びに第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第15回新株予約権 (ストックオプション)		-	-	-	-	24,586
	第19回新株予約権 (ストックオプション)		-	-	-	-	1,840
	第20回新株予約権	普通株式	41,213	-	38,030	3,183	445
	第21回新株予約権	普通株式	-	68,965	6,754	62,211	3,110
	第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債の新株予約権	普通株式	1,923	1,648	3,571	-	(注5)
	第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債の新株予約権	普通株式	-	3,448	-	3,448	(注5)
合計			43,136	74,062	48,355	68,843	29,983

(注) 1 第21回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、発行によるものであります。

2 第20回新株予約権及び第21回新株予約権の当連結会計年度減少は、権利行使によるものであります。

3 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、転換価額の修正によるものであります。

4 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度減少は、転換によるものであります。

5 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	948,341千円	559,230千円
現金及び現金同等物	948,341	559,230

2 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本金増加額	千円	50,000千円
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本準備金増加額	千円	50,000千円
転換社債型新株予約権付社債の転換による 転換社債型新株予約権付社債減少額	千円	100,000千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に金融機関からの借入れ及び新株発行による直接金融により調達しております。デリバティブ取引を行う場合は、後述するリスクを回避するために利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理手続きに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。

営業債権である営業貸付金は、質草を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、金利の変動リスクに晒されております。この内一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジすることがあります。その他、定期的に金利動向を把握し、金利条件の見直し等を行っております。また、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、当社グループの業績・財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債は、全額が無利子であります。

支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定額以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引を行う場合は、デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務書表作成のための基本となる重要な事項に関する注記3. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
投資有価証券	56,855	56,855	-
差入保証金	606,982	572,654	34,328
長期借入金	(850,000)	(850,000)	-
転換社債型新株予 約権付社債	(100,000)	(99,670)	(329)

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
投資有価証券	61,599	61,599	-
差入保証金	588,510	553,595	34,914
長期借入金	(550,000)	(550,000)	-
転換社債型新株予 約権付社債	(100,000)	(98,522)	(1,477)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、営業貸付金、支払手形及び買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（*3）市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 （2024年3月31日）	当連結会計年度 （2025年3月31日）
非上場株式	4,600	4,600

（注）1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	948,341	-	-	-
受取手形	59,595	-	-	-
売掛金	385,216	-	-	-
営業貸付金	2,108,197	-	-	-
合計	3,501,350	-	-	-

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	559,230	-	-	-
受取手形	37,795	-	-	-
売掛金	373,677	-	-	-
営業貸付金	2,118,084	-	-	-
合計	3,088,788	-	-	-

(注) 2. 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,890,000	-	-	-	-	-
長期借入金	150,000	300,000	550,000	-	-	-
転換社債型 新株予約権 付社債	-	100,000	-	-	-	-
合計	4,040,000	400,000	550,000	-	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	300,000	550,000	-	-	-	-
転換社債型 新株予約権 付社債	-	100,000	-	-	-	-
合計	3,800,000	650,000	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	56,855	-	-	56,855

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	61,599	-	-	61,599

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債
 前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	572,654	-	572,654
長期借入金	-	850,000	-	850,000
転換社債型新株予約権付社債	-	99,670	-	99,670

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	553,595	-	553,595
長期借入金	-	550,000	-	550,000
転換社債型新株予約権付社債	-	98,522	-	98,522

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期の見積りを行い、将来キャッシュフローが発生すると予想される期間ごとに分類し、国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、全額が無利息のため元金の合計額を国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	56,855	22,202	34,647
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	56,855	22,202	34,647
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		56,855	22,202	34,647

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	61,599	22,211	39,384
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	61,599	22,211	39,384
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		61,599	22,211	39,384

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（入社3年以上の従業員を対象）及び退職一時金制度（入社3年以上10年未満の従業員を対象）を設けております。なお、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度につきましては、簡便法を適用しております。

退職給付制度を有する国内連結子会社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を採用し、簡便法を適用しております。

当社は、上記の他に複数事業主制度の東京都電設工業企業年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算することができないため、当該制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。なお、東京都電設工業厚生年金基金は、2015年10月1日付で厚生労働大臣より代行部分の将来分返上（将来期間の代行部分に係る支給義務の停止について）の認可を受け、2018年4月より東京都電設工業企業年金基金へ移行しております。これに伴い、当社の退職給付制度のうち厚生年金基金制度は確定給付企業年金制度へ移行しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度又は企業年金制度への要拠出額は、前連結会計年度1,464千円、当連結会計年度1,433千円でありました。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2023年3月31日現在)	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)
年金資産の額	69,957,938千円	79,084,831千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	76,959,555	74,964,595
差引額	7,001,616	4,120,236

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの掛金加入員数割合

前連結会計年度 0.0601% (2024年3月31日現在)

当連結会計年度 0.0597% (2025年3月31日現在)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高（前連結会計年度 11,043,188千円、当連結会計年度 9,553,814千円）、翌年度繰越額（前連結会計年度4,041,571千円、当連結会計年度 13,674,050千円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金（前連結会計年度850千円、当連結会計年度832千円）を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

3. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	9,730千円	- 千円
退職給付に係る資産の期首残高	5,587	29,616
退職給付費用	6,459	19,328
退職給付の支払額	28,750	12,858
制度への拠出額	11,468	13,252
退職給付に係る負債の期末残高	-	-
退職給付に係る資産の期末残高	29,616	36,399

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	183,890千円	166,531千円
年金資産	213,506	202,931
	29,616	36,399
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	29,616	36,399
退職給付に係る負債	-	-
退職給付に係る資産	29,616	36,399
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	29,616	36,399

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度6,459千円 当連結会計年度19,328千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用、資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金 (ストック・オプション)	1,840	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 294,000株	普通株式 11,500,000株
付与日	2016年3月30日	2023年7月3日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年3月31日から 2046年3月30日	2024年5月15日から 2029年6月30日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

(注)2 第15回新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

本新株予約権者が死亡したときは、その直前において に基づく本新株予約権を行使できた場合又は死亡により当社の取締役若しくは監査役の地位を喪失することとなった場合には、その相続人は、本新株予約権を相続し、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。上記

にかかわらず、相続人が行使できる期間は被相続人である本新株予約権者が当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日から1年以内とする。

新株予約権者は、上記 にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、第14項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(注)3 第19回新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、大黒屋の2024年3月期以降、2029年3月期までのいずれかの事業年度におけるEBITDA(損益計算書における営業利益に減価償却費、差入保証金償却費、及びのれん償却額を加算した金額をいう。)が1,136百万円以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、会計基準の改正等により参照すべき営業利益、減価償却費、差入保証金償却費、及びのれん償却額の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	11,500,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	11,500,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	287,600	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	287,600	-

単価情報

	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第19回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1	54
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	85.49	25.51

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	1,416,755 千円	1,525,641 千円
連結子会社の繰越欠損金相当額 (注)	1,458,326	1,532,580
長期滞留債権	224,655	231,213
貸倒引当金	30,932	67,639
減損損失	7,649	7,142
未払費用	28,411	28,505
契約負債	10,239	6,024
未払事業税	877	2,321
未払役員退職金	17,047	17,545
資産除去債務	30,139	33,909
その他	70,964	92,396
繰延税金資産小計	3,296,000	3,544,920
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	2,875,082	2,947,754
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	319,726	366,158
繰延税金資産評価性引当額小計	3,194,809	3,313,912
繰延税金資産合計	101,191	231,007
繰延税金負債		
連結納税適用に伴う固定資産等の時価評価損	2,308	2,308
その他	22,718	23,905
繰延税金負債合計	25,027	26,214
繰延税金資産 (負債) の純額	76,163	204,793

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 ()	193,854	258,121	246,734	2,433	238,151	1,935,787	2,875,082
評価性引当額	193,854	258,121	246,734	2,433	238,151	1,935,787	2,875,082
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (1)	264,705	253,042	2,421	245,103	131,172	2,161,776	3,058,222
評価性引当額	264,705	253,042	2,421	245,103	131,172	2,051,308	2,947,754
繰延税金資産 (2)	-	-	-	-	-	110,468	110,468

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金3,058,222千円 (法定実効税率を乗じた金額) について、繰延税金資産110,468千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断した部分について評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。
この変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。なお、支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

質屋、古物売買業

質屋、古物売買業においては、主に中古ブランド品(バッグ、時計、宝飾品等)の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点で収益を認識しております。

また、当社の連結子会社は、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、顧客がポイントを使用し、財又はサービスの支配を獲得した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において収益を認識しております。

なお、質料は営業貸付金に対する利息と質物(担保物)に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる(質物を放棄し、債務の弁済に充てる)かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で収益を認識しております。

電機事業

電機事業においては、主に産業用の照明器具、電路配管器具の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。しかし、国内販売の場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高

契約負債は主に、連結子会社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

前連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、44,437千円です。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、33,441千円です。

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、「電機事業」、「質屋、古物売買業」の2つの事業セグメントを報告セグメントとしております。

「電機事業」における製品は、産業用照明器具群、電機工事材群、制御機器群から構成されており、当社が設計・製造した製品は、代行店及び代理店を通じ、あるいはOEM製品、特定ユーザー向け製品として直接販売されております。

「質屋、古物売買業」では、支店を中心に、国内外の消費者等向けに質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品(バッグ、時計、宝飾品)の買取と販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	電機事業	質屋、 古物売買業	計				
売上高							
製商品販売	295,231	9,791,210	10,086,441	-	10,086,441	-	10,086,441
質料収益	-	880,005	880,005	-	880,005	-	880,005
その他	-	752	752	-	752	-	752
顧客との契約から生じる収益	295,231	10,671,968	10,967,199	-	10,967,199	-	10,967,199
外部顧客への売上高	295,231	10,671,968	10,967,199	-	10,967,199	-	10,967,199
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	295,231	10,671,968	10,967,199	-	10,967,199	-	10,967,199
セグメント利益又は損失()	77,133	192,709	269,842	40,886	228,956	372,726	143,770
セグメント資産	203,300	6,218,286	6,421,586	37,532	6,459,118	59,137	6,518,255
その他の項目							
減価償却費	-	35,874	35,874	-	35,874	-	35,874
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	11,538	74,296	85,834	-	85,834	1,695	87,529

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業、不動産賃貸業及び金融事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 372,726千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額59,137千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,695千円は、本社の工具、器具及び備品への投資であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	電機事業	質屋、 古物売買業	計				
売上高							
製商品販売	330,692	9,059,815	9,390,507	-	9,390,507	-	9,390,507
質料収益	-	841,539	841,539	-	841,539	-	841,539
その他	-	-	-	-	-	-	-
顧客との契約か ら生じる収益	330,692	9,901,355	10,232,047	-	10,232,047	-	10,232,047
外部顧客への売 上高	330,692	9,901,355	10,232,047	-	10,232,047	-	10,232,047
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	330,692	9,901,355	10,232,047	-	10,232,047	-	10,232,047
セグメント利益 又は損失()	113,059	517,669	404,610	45,079	449,690	454,809	904,499
セグメント資産	195,807	5,944,239	6,140,046	37,005	6,177,052	102,347	6,279,399
その他の項目							
減価償却費	-	35,492	35,492	-	35,492	-	35,492
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	11,506	6,978	18,484	-	18,484	3,774	22,258

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業、不動産賃貸業及び金融事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 454,809千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。主に、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
セグメント資産の調整額102,347千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,774千円は、本社の工具、器具及び備品への投資であります。
3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
減損損失	11,538	-	-	1,695	13,233

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
減損損失	11,506	-	-	3,774	15,280

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	33,956	-	-	33,956
当期末残	-	322,582	-	-	322,582

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	電機事業	質屋、 古物売買業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	33,956	-	-	33,956
当期末残	-	288,626	-	-	288,626

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

種類	氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	小川 浩平	-	-	当社代表取締役	被所有 直接11.8%	短期資金の貸付 利息の收受 新株予約権及び新株予約権付社債の発行及び行使	短期資金の回収	70,490	短期貸付金	-
							受取利息(注1)	795	未収収益	88
							未収利息の受け取り	14,130		
							新株予約権の発行	7,411	-	-
							新株予約権の行使(注2)	168,012		
新株予約権付社債の発行	100,000	新株予約権付社債	100,000							

- (注) 1. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
2. 新株予約権の行使については、2023年11月30日開催の取締役会決議に基づき付与された第20回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

種類	氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	小川 浩平	-	-	当社代表取締役	被所有 直接11.0%	短期資金の貸付 利息の收受 新株予約権及び新株予約権付社債の発行及び行使 連帯保証(被保証) 株式会社大黒屋の借入金の連帯保証(被保証)	短期資金の借入	170,000	-	-
							短期資金の返済	170,000		
							支払利息(注1)	391	未払費用	391
							-	-	未収収益	88
							新株予約権の発行	3,189	-	-
							新株予約権の行使(注2)	1,424,526		
							新株予約権付社債の発行	100,000	新株予約権付社債	100,000
							新株予約権付社債の転換(注3)	100,000		
借入金残高3,500,000 極度額700,000										

- (注) 1. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
2. 新株予約権の行使については、2023年11月30日開催の取締役会決議に基づき付与された第20回新株予約権及び2024年11月29日開催の取締役会決議に基づき付与された第21回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
3. 新株予約権付社債の転換については、2023年11月30日開催の取締役会決議に基づき発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債を記載しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	0円02銭	2円34銭
1株当たり当期純損失金額	4円60銭	6円58銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額 (千円)	539,656	968,055
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失金額(千円)	539,656	968,055
普通株式の期中平均株式数(株)	117,349,559	147,113,575
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第15回新株予約権 第19回新株予約権 第20回新株予約権 第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	第15回新株予約権 第19回新株予約権 第20回新株予約権 第21回新株予約権 第3回無担保転換社債型 新株予約権付社債

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	635,525	994,929
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	638,089	601,015
(うち新株予約権(千円))	(32,196)	(29,983)
(うち非支配株主持分(千円))	(605,893)	(571,031)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,564	393,914
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数(株)	120,201,513	168,557,096

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による増資)

当連結会計年度末の翌日以降、第21回新株予約権の権利行使が行われました。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1)行使された新株予約権の個数	48,279個
(2)増加した資本金の額	70,125千円
(3)増加した資本準備金の額	70,125千円
(4)増加した株式の種類及び株式数	普通株式 4,827,900株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
大黒屋ホールディングス株式会社	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注)1	2023年 12月21日	100,000	-	-	なし	2025年 12月19日
大黒屋ホールディングス株式会社	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 (注)1、2	2024年 12月16日	-	100,000	-	なし	2026年 12月16日

(注)1. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第2回	第3回
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	無償
株式の発行価格(円)	28	29
資本組入額(円/株)	14	14.5
発行価額の総額(千円)	100,000	100,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	-	-
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 2023年12月22日 至 2025年12月19日	自 2024年12月17日 至 2026年12月16日

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	100,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,890,000	3,500,000	2.89	-
1年以内に返済予定の長期借入金	150,000	300,000	3.01	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	850,000	550,000	3.01	2026年
合計	4,890,000	4,350,000	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	550,000	-	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	5,000,239	10,232,047
税金等調整前中間(当期)純損失金額()(千円)	501,813	1,123,438
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失金額()(千円)	448,935	968,055
1株当たり中間(当期)純損失金額()(円)	3.41	6.58

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,642	77,196
受取手形	59,595	37,795
売掛金	56,825	51,806
商品及び製品	25,560	30,867
仕掛品	22,009	34,527
原材料及び貯蔵品	39,309	40,810
前払費用	2,851	3,383
関係会社短期貸付金	1,066,200	1,147,200
その他	13,273	18,802
流動資産合計	1,327,268	1,442,390
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,627	65,627
減価償却累計額	65,627	65,627
建物(純額)	0	0
機械及び装置	96,809	96,809
減価償却累計額	96,809	96,809
機械及び装置(純額)	-	-
車両運搬具	24,347	24,347
減価償却累計額	24,347	24,347
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	170,113	170,113
減価償却累計額	170,113	170,113
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	100	100
関係会社株式	7,303,739	7,303,739
前払年金費用	1,757	3,493
破産更生債権等	323,396	327,805
貸倒引当金	92,742	93,432
その他	2,109	2,001
投資その他の資産合計	7,538,361	7,543,707
固定資産合計	7,538,361	7,543,707
資産合計	8,865,629	8,986,097

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	51,388	20,483
買掛金	11,303	10,807
関係会社短期借入金	5,487,030	5,487,710
未払金	28,348	39,573
未払費用	1,914,185	2,191,914
未払法人税等	3,229	4,449
預り金	2,059	2,246
関係会社預り金	1,146,000	260,000
流動負債合計	8,643,547	8,017,184
固定負債		
繰延税金負債	538	1,100
資産除去債務	16,000	16,000
新株予約権付社債	100,000	100,000
役員退職慰労引当金	13,380	18,230
その他	58,716	58,719
固定負債合計	188,635	194,050
負債合計	8,832,182	8,211,235
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,039,646	3,722,834
資本剰余金		
資本準備金	1,405,028	2,088,216
その他資本剰余金	517,759	517,759
資本剰余金合計	1,922,787	2,605,976
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,958,977	5,581,719
利益剰余金合計	4,958,977	5,581,719
自己株式	2,207	2,211
株主資本合計	1,250	744,879
新株予約権	32,196	29,983
純資産合計	33,446	774,862
負債純資産合計	8,865,629	8,986,097

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	295,231	330,692
売上原価	185,680	193,338
売上総利益	109,550	137,353
販売費及び一般管理費	2 395,228	2 468,792
営業損失()	285,677	331,439
営業外収益		
受取利息	795	6
受取家賃	1 315	1 315
業務受託料	1 960	1 960
経営指導料	1 5,400	1 5,400
その他	13	13
営業外収益合計	7,484	6,696
営業外費用		
支払利息	1 275,798	1 276,645
その他	7,930	2,261
営業外費用合計	283,729	278,907
経常損失()	561,922	603,650
特別損失		
減損損失	13,233	15,280
貸倒引当金繰入額	1 770	1 690
特別損失合計	14,003	15,971
税引前当期純損失()	575,926	619,621
法人税、住民税及び事業税	2,019	2,558
法人税等調整額	1,172	562
法人税等合計	846	3,120
当期純損失()	576,773	622,742

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,955,414	1,320,796	517,759	1,838,555	4,382,203	4,382,203	2,196	409,569
当期変動額								
新株の発行	84,232	84,232		84,232				168,464
自己株式の取得				-		-	10	10
当期純損失（ ）				-	576,773	576,773		576,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		-		-
当期変動額合計	84,232	84,232	-	84,232	576,773	576,773	10	408,319
当期末残高	3,039,646	1,405,028	517,759	1,922,787	4,958,977	4,958,977	2,207	1,250

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	24,586	434,156
当期変動額		
新株の発行		168,464
自己株式の取得	-	10
当期純損失（ ）	-	576,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,609	7,609
当期変動額合計	7,609	400,709
当期末残高	32,196	33,446

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	3,039,646	1,405,028	517,759	1,922,787	4,958,977	4,958,977	2,207	1,250
当期変動額								
新株の発行	633,188	633,188		633,188		-		1,266,376
転換社債型新株予約権 付社債の転換	50,000	50,000	-	50,000	-	-	-	100,000
自己株式の取得				-		-	4	4
当期純損失（ ）				-	622,742	622,742		622,742
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		-		-
当期変動額合計	683,188	683,188	-	683,188	622,742	622,742	4	743,629
当期末残高	3,722,834	2,088,216	517,759	2,605,976	5,581,719	5,581,719	2,211	744,879

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	32,196	33,446
当期変動額		
新株の発行	-	1,266,376
転換社債型新株予約権 付社債の転換	-	100,000
自己株式の取得	-	4
当期純損失（ ）	-	622,742
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,213	2,213
当期変動額合計	2,213	741,415
当期末残高	29,983	774,862

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) デリバティブ取引

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～60年

構築物 20年

機械及び装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 2～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は注記事項(収益認識関係)に記載のとおりであります。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「金利変動リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)
 該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	112千円	130千円
長期金銭債権	325,782	330,205
短期金銭債務	1,913,884	2,192,412
長期金銭債務	50	52

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引にかかわるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引以外の取引高	283,062千円	283,430千円
受取家賃	315	315
受取業務受託料	960	960
受取経営指導料	5,400	5,400
支払利息	275,615	276,064
貸倒引当金繰入額	770	690

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度95%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	62,899千円	112,264千円
役員報酬	58,200	58,200
給料賃金	32,339	31,326
旅費交通費及び通信費	37,486	36,333
退職給付費用	6,283	1,461
役員退職慰労引当金繰入額	4,863	4,850
業務委託費	44,353	56,569

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,303,739千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,303,739千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	93,726 千円	96,679 千円
長期貸付金	4,031	4,149
長期滞留債権	224,655	231,213
破産債権・更生債権等	121,359	145,771
長期差入保証金	3,521	3,624
未払役員退職金	17,047	17,545
減損損失	7,149	6,628
資産除去債務	4,900	5,043
原材料	2,252	1,740
システム開発費仮勘定	2,333	2,401
繰越欠損金	1,416,755	1,525,641
その他	19,999	22,360
繰延税金資産小計	1,917,733	2,062,799
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,416,755	1,525,641
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	500,977	537,157
繰延税金資産評価性引当額小計	1,917,733	2,062,799
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他	538	1,100
繰延税金負債合計	538	1,100
繰延税金資産(負債)の純額	538	1,100

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しておりますので記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は主に産業用の照明器具、電路配管器具の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、商品及び製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。しかし、国内販売の場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

なお、支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による増資)

当事業年度末の翌日以降、第21回新株予約権の権利行使が行われました。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1)行使された新株予約権の個数	48,279個
(2)増加した資本金の額	70,125千円
(3)増加した資本準備金の額	70,125千円
(4)増加した株式の種類及び株式数	普通株式 4,827,900株

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の種 類	当期首残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当 期 末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	65,627	-	-	-	65,627	65,627
	機械及び装置	96,809	-	-	-	96,809	96,809
	車両運搬具	24,347	-	-	-	24,347	24,347
	工具、器具及び備品	170,113	15,280	15,280 (15,280)	-	170,113	170,113
	有形固定資産計	356,898	15,280	15,280 (15,280)	-	356,898	356,898

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は新規購入によるものです。
3. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(固定)	92,742	690	-	-	93,432
役員退職慰労引当金	13,380	4,850	-	-	18,230

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	東京証券取引所の定める1単元株式当りの売買委託手数料を当該買取った単元未満株式数で按分した額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、やむをえない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL (https://www.daikokuya.jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第115期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
2024年6月27日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2024年6月27日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第116期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月12日関東財務局長に提出
- (4) 半期報告書の訂正報告書及び確認書
（第116期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月25日関東財務局長に提出
半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (5) 臨時報告書
2024年6月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。
- (6) 有価証券届出書及びその添付書類
2024年11月29日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

大黒屋ホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大黒屋ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記(新株予約権の行使による増資)に記載されているとおり、当連結会計年度末の翌日以降、第21回新株予約権の権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(収益認識)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループの売上は、「電機事業」セグメントによる売上と「質屋、古物売買業」セグメントによる売上から構成されるが、「質屋、古物売買業」セグメントによる売上がグループ売上の大部分を占めている。</p> <p>当該事業セグメントのうち、古物売買による売上は多くは、店舗における個人顧客に対する売上である。これらの個々の取引金額は比較的小さく、取引件数も多い。これらの取引は業務システムに記録され、そのシステムにおけるデータをもとに会社は収益計上を行っている。</p> <p>そのため、ITシステムを含む業務処理統制が適切に整備・運用されることが収益認識のために重要であり、また収益認識を誤って処理した場合には財務諸表に与える影響が特に大きいと考えられることから、当監査法人は収益認識の正確性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は特に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務管理システムや会計システム等にかかるシステム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検証 ・売上に係る業務プロセスに係るIT業務処理統制の検証。これには、業務システムに係る売上取引データのインプット・コントロールの検証が含まれる。 ・収益計上の基礎となった業務システムの売上データについての詳細分析。これには以下の手続が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - 売上データの集計金額と会計上の売上金額との整合性の検証 - 店舗別及びアイテム別の月次売上趨勢分析 - 売上区分別の日付別売上分析 - 店舗別及びアイテム別の粗利分析

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大黒屋ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、大黒屋ホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ42百万円及び1百万円である。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

大黒屋ホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大黒屋ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第116期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記(新株予約権の行使による増資)に記載されているとおり、当事業年度末の翌日以降、第21回新株予約権の権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。